

令和2年6月9日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	壇	公彦
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	鎌田	久義
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	牛島	憲治
健	康福祉部長	松尾	一秋
建	設経済部長	山口	英二
教	育部長	原	信也
総	務課長	秋山	勲
財	政課長	田中	和己
防	災安全課長	古家	浩
企	画政策課長	馬場	浩義
商	工振興課長	山口	幸彦
企	業誘致課長	仁賀木	大助
新	庁舎建設課長	石川	幸一
福	祉課長	栗山	哲也
健	康推進課長	坂田	智子
介	護長寿課長	橋本	妙子
農	業振興課長	松藤	洋治
学	校教育課長	郷田	純一

議事日程第3号

令和2年6月9日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 田 中 栄 一 議員
- 2 石 橋 義 博 議員
- 3 森 茂 生 議員
- 4 高 橋 信 広 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。一般質問2日目でございます。本日もよろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策のため、昨日まで議場の出入口及び議場内の窓を常時開けておりましたけれども、本日より最終日まで休憩時間のみ換気のため開放することにしておりますので、御了承願ひしたいと思います。

お知らせいたします。森茂生議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。6番田中栄一議員の質問を許します。

○6番（田中栄一君）

皆さんおはようございます。6番田中栄一でございます。2日目のトップバッターということで、きっちり60分お付き合いいただきますように、よろしくお願ひしておきます。

年頭より新型コロナウイルスが話題になっていましたけれども、瞬く間に世界中に拡散し

て、これほどの流行、そして脅威になるとは誰も予想できなかったとっております。亡くなられた方の御冥福と、闘病中の方の一日も早い回復、そして、最前線で奮闘いただいている医療従事者の皆様をはじめ、様々な職場で社会を支えていただいている皆様に改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

政府は、4月7日から5月6日まで本県を含む7都府県に緊急事態宣言を発令し、4月16日には全都道府県が緊急事態措置の対象となりました。5月末までの期間延長の中で、5月25日には全都府県の緊急事態宣言を解除されたところです。

市においては、5月7日に新型コロナウイルス対策の第1弾として補正予算を生まれ、感染予防・生活支援・就業支援・経済支援・子育て支援財源確保対策等に尽力されている中で、今回の6月補正予算においても第2弾として相当の対策予算を組まれていますことに感謝を申し上げます。

それでは、さきの通告に従い質問に移らせていただきます。

100年前に大流行しましたスペイン風邪は日本でも約2,300万人の患者と約38万人の死亡者が出たと言われております。その中で、第2波、第3波も発生いたしまして、収束までにおおよそ2年を要しております。医療技術が発達した現代では、そこまではないにしろ、相当の期間を要するのではないかと思います。

この新型コロナウイルスを根絶することは難しく、社会全体が長期間にわたり感染症とともに生きていかねばならないという認識に立って、インフルエンザと同様に感染予防対策や市民の安全・安心に向けた対策を想定しておく必要があると思います。

まず第1に、感染症防止策に配慮した新たな避難所運営の考えについてです。

近年の天候不順は大変なものがあり、集中豪雨が至るところで発生しています。加えて台風も大型化し、被害も甚大なものとなっています。一般社団法人九州地域づくり協会の災害履歴情報では、地震が少ないと言われる筑後地方においても震度6以上を観測した地震が多数あります。いつ何どき災害が発生するか分からない中で、よりどころとする避難所の感染症対策は重要なことであり、早急な対策が必要だと思っておりますので、1つ、避難所運営における感染症対策のマニュアル化は進んでいるのか、2つ、避難所での感染リスクを減らす具体的な取組などについて、以上、2項目についてお尋ねをいたします。

次に、長期休校の影響と学校教育におけるICT化の推進についてどう考えているかということですが。

1947年の学生改革以来、現在まで70年以上続いている義務教育制度の歴史においても、1か月以上に及ぶ休校措置は極めて異例のことで、様々な問題が噴出、提起されていますが、今後もこのような事態が発生すると想定し、問題を確認して対応策を検討しておく必要が多々あると思っておりますので、次の6点についてお尋ねします。

1つ、長期休校中の家庭学習の状況、指導の実態はどうであったのか。

2つ、5月25日から学校が再開されましたが、長期休校の問題点をどう総括し、今後にかかしていくのか。

3、文部科学省、県教育委員会で公開された学習支援動画の利用状況はどうであったのか。

4、長期休校での学習の遅れが気になる場所ですが、どのように挽回していくのか。

5、学校での感染症対策はどう考えているのか。

6、文科省においては、子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現や教員の働き方改革につなげる狙いで、義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備するGIGAスクール構想を進めております。

八女市は、令和元年度に校内通信ネットワーク整備工事予算を、そして今回、端末の整備予算を提案するなど、学校の教育ICT化が進んでいますが、平常時、あるいは長期休校時のオンライン事業の担保に向けてどうお考えなのかなどについてお尋ねします。

あとは、質問席より順次質問いたします。私の意図するところがうまく伝えられるかどうか分かりませんが、お酌み取りいただきまして答弁をよろしくお願ひいたしたいと思ひいます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

6番田中栄一議員の一般質問にお答ひをいたします。

まず、感染症対策に配慮した新たな避難所運営の考えについてでございます。

避難所運営における感染症対策のマニュアル化は進んでいるのかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症がいまだに予断を許さない状況の中、災害が発生し避難所を開設する場合、感染症対策に万全を期することが重要です。

そのため、市では梅雨期を前に新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ八女市避難所開設・運営マニュアルを作成いたしました。このマニュアルを基に避難所従事者の具体的な手順や役割分担などを明確にし、避難所運営に当たってまいります。

次に、避難所での感染リスクを減らす具体的な取組などはどうかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症リスクを減らす考え方として、国は、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」において示しており、市の避難所運営でも同様に考えております。

まず、避難所での密集を極力避けるため、避難者同士が十分な間隔を保つことができるよう、避難所ごとの収容者数を見直した上で、従来の収容者数を確保できるように開設箇所数

を増やしています。

具体的には、従来の指定避難所23か所に加え、感染症対策としまして臨時避難所を追加し、合わせて46か所とし、災害の発生状況に応じて段階的な開設を行ってまいります。また、感染防止対策としまして、今回マスクや手指消毒剤などの備蓄品を追加配備しています。そのほか、密閉を避けるため避難所での十分な換気を行うことや、避難者の健康管理などを定めた開設・運営マニュアルを作成するなど、感染症の拡大予防に努めてまいります。

次の長期休校の影響と学校教育におけるICT化の推進につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いたします。

○教育長（橋本吉史君）

6 番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

2、長期休校の影響と学校教育におけるICT化の推進について。

まず、長期休校中の家庭学習の状況及び指導の実態はとのお尋ねでございます。

各学校において、家庭学習の手引等を配付した上で、指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握し、必要に応じて個別指導を行ってきたところでございます。

次に、長期休校の問題をどう捉えているのか（学校長会、教育委員会での総括は）とのお尋ねです。

長期にわたる臨時休業の問題につきましては、各家庭の教育環境の違いや、児童生徒に対する直接指導がしにくい等の状況があるため、学習内容の定着に違いが生じたり、生活のリズムが乱れたりするなどの問題が出ていると捉えております。

これらの問題につきましては、校長会との連絡を密に行い、協議を重ね、その都度対応をしてきたところでございます。

次に、文部科学省、県教委で公開された学習支援動画の利用状況は（児童生徒の家庭でのICT環境の整備状況は）とのお尋ねでございます。

学習支援動画につきましては、各学校に調査をしましたところ、約15%の児童生徒が視聴をしたとの報告を受けております。

また、児童生徒の家庭でのICT環境の整備状況につきましては、約89%の家庭がインターネットを利用できる環境にあるという報告を受けているところでございます。

次に、長期休校における学習遅れへの対応は（「学び」の方向性の通知を受けて）とのお尋ねでございます。

登校再開後には、学校においてしっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じるとともに、特に学習内容

の定着が不十分な児童生徒に対しましては、別途個別に補習を実施したり、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

また、夏季休業の短縮、学校行事の精選等を行うことにより、教育課程上の未履修がないようにしてまいりたいと考えております。

次に、学校での感染症対策はどう考えているか（学校が取り組むべき衛生管理マニュアルの通知を受けて）とのお尋ねでございます。

児童生徒及び教職員の毎朝の検温、風邪の症状の確認を行った上で、新しい生活様式に従って、これまで同様できる限りの3密を避ける等の基本的な対策を今後も継続してまいります。

また、歌唱や武道等の学習を9月以降に実施をしたり、英語活動の学習を短時間に分けて実施するなど、教育課程上の工夫も併せて行ってまいります。

最後に、GIGAスクール構想への取組は（オンライン授業等の担保に向けて）とのお尋ねでございます。

GIGAスクール構想への取組につきましては、本年度中にWi-Fi環境の整備、タブレット端末の配備及び設定、教育支援システムの整備など、緊急時においてもタブレットを活用できる環境づくりを進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（田中栄一君）

最初に、感染症対策に配慮した新たな避難所運営の考えについてお尋ねします。

1の避難所運営における感染症対策のマニュアル化は進んでいるのかということですが、先ほど来、八女市避難所開設・運営マニュアルを作成してやっているというお話でございましたが、今回、内閣府は4月1日付で各都道府県に対しまして、避難所における新型コロナウイルス感染症の対応についてということで発出をしておりますが、福岡県も福岡県避難所運営マニュアル作成指針の増補版として5月7日に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルが作成されたと。物すごく分厚いやつですね。八女でも県の避難所運営マニュアル作成指針に基づきまして、市の実績、実情、これを加味した上で運営マニュアルが作成され、マニュアルに基づいた運営がなされると思っておりますけれども、そのマニュアルの概要等についてちょっとかいつまんで御説明をお願いしたいと思います。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

八女市における今回の感染症対策を盛り込んだところの避難所運営関係ですね、従事関係ということになっております。

先ほど議員がおっしゃられたように、国の対策についてと県の避難所運営についてと、こ

ちらについて八女市も踏破したところでのマニュアルを作成しているところでございます。

具体的に申しますと、いわゆる可能な限り1人当たりの面積の確保並びに、いわゆる避難所へ行くという行為そのものが適当かどうか、具体的に申しますと、友人宅や知人宅への避難、もしくは自宅での垂直避難等、こちらのほうを今回強調させていただくようにしております。並びに避難者の健康状態の確認、避難所に来る際にどういう状態であったか、もしくは避難所に来られてからも検温体制とか体調の管理、こちらのほうも盛り込んでおるところでございます。

あとは衛生環境の確保ということで避難所の消毒剤等、こちらのほうも設置しておるところでございます。

それと、3密関係の一つの部分ということで十分な換気、あとは、もし避難所において具合が悪くなられたという方々のための相談体制とか、救急体制、こちらのほうの確認をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

災害が発生すれば、状況に応じて指定避難所、それからその他の避難所、福祉避難所及び地元公民館などの自主避難所が開設されます。各避難所の区分による運営主体ですね、これについてお尋ねしておきたいと思えます。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

指定避難所というものが従来23か所ございましたけれども、これに加えて、今回感染症対策ということで、臨時避難所という位置づけでもって46か所にしております。この46か所については、八女市が開設するという事になっておりますので、先ほどの開設・運営マニュアルに従いまして、市の職員が避難所のほうを開設すると。初期対応ということでの運営関係ですね、先ほど申しました感染症対策もでございます。

次に、その他の避難所というものがございますけれども、こちらについては、地元要望等に応じて開設するという事になっております。いわゆる市の公共施設等をその他の避難所という位置づけにしておるところは多数ございますので、そういったところで要望に応じて開設するという事になっております。

次の福祉避難所でございますけれども、こちらについては、各旧市町村に1か所ずつ設けております。これはあくまで2次的な避難所ということでございますので、最初の指定避難所、その他の避難所等で受入れが困難な方々、もしくは困難になった方々をその福祉避難所に2次的に入っていただく避難所ということになっております。こちらのほうも市のほうが開設するという事になっております。

最後に、地域の避難所、いわゆる行政区単位、自主防災組織単位で設定していただいております地域の避難所につきましては、各地域でもってその判断をしていただいておりますのでございます。

市においては、当初、一番最初に自主避難所ということで本庁なり各支所なりを開設させていただきますけれども、その折に、行政区長さん向けに地域の避難所等も要望があったらば開けていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

今お尋ねした中で、指定避難所と、それと福祉避難所、これについては市が開設するというのでいいんですけれども、この関係については、職員が各避難所に派遣されまして、避難所の運営委員さん、これは決まっているかどうか分かりませんが、避難所の把握と運営の一端を担うということでございますけれども、その他の避難所、それ等には地域のやつも含みますけど、災害対策本部からの支援職員の派遣はないということでございます。

避難所が地元運営ということになりますと、運営関係者のマニュアルの熟知と、それから実践、これが地元の方に求められるわけですね。それと併せて、避難者への周知、研修の必要が生じてくるということですが、指定避難所以外のこういったことについては、特に感染症予防のための対策のマニュアルの周知、協力関係、これについてはどう理解を求め、協力を求められていくのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

いわゆる地元でもって開設、運営していただく避難所についてということでございます。

八女市では、先ほど申したように、地域の避難所というものを、いわゆる行政区単位で自主防災組織単位ですね、こちらのほうで選定していただいておりますので、自主防災組織向け、行政区向け、行政区長さん宛て、そちらのほうに今回の感染症対策を盛り込んだ避難についてということで文書のほうを配布させていただく予定でございます。

そのほか、防災士さんがおられますけれども、各自主防災組織から推薦されて設定させていただきます防災士さん向けにも、今回、感染症関係がございまして、そちらのほうとも一緒になって話し合っただけでないかという文言の文書を発送する予定にしておりますのでございます。

○6番（田中栄一君）

昨日、同僚議員から防災士の出番がないというお話もありました。

今回、こういった避難所の関係についても非常に防災士さんは知識をお持ちだと思います。そういった中で、行政区長と、それから防災士、これは市民全部に広げるというのも大変な

ことですのであれですが、文書をやっただけで果たしてどうなのかという疑問が生じます。間近に、今週中にも梅雨に入るかもしれませんけれども、やっぱりこれは一つ一つレクチャーをやって、ある地域単位でも、校区単位でもいいですから、レクチャーをやって進めていくべきことじゃないかなと思います、その点いかがですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

先ほどの行政区長、防災士さん宛ての周知というか、お願いというか、それとともに、各個人さんへ、各世帯さんへ全戸配布する広報と一緒に全戸配布する文書の中にも感染症対策ということで、今回の感染症対策を盛り込んだところの避難についてという形での通知のほうも出させていただく予定にしておりますし、そういったことで対策関係で御要望があれば、市のほうとしてもそういった部分の周知というか、御連絡というか、そういったことはさせていただくことにしたいと思います。

○6番（田中栄一君）

頭の根っこにこびりついておかないと、なかなかこういったやつは実践できませんので、できる限りの手段をとって、市民の皆様方が熟知されて、それを実践されるようによろしくお願いしておきたいと思います。

次に、福祉避難所についてお尋ねをしたいと思います。

これも八女市が開設するという事なんですけれども、福祉避難所は、先ほど言われましたように、旧市町村ごとにそれぞれ1か所、大体社会福祉協議会が指定管理を受けているところを指定されているわけがございますけれども、開設までの手順、これについて御説明をいただきたいと思います。

○防災安全課長（古家 浩君）

福祉避難所についてでございますけれども、市が設置いたします指定避難所並びに、今回は臨時避難所も含められますけれども、その他の避難所も含めたところでの避難所等で避難生活が困難な方、例えば高齢者の方や障がいの方、乳幼児がおられる方で、特に配慮が必要とされる方などがあられますけれども、そういった方々が利用される、あくまで2次的な避難所という位置づけになっておりますので、先ほど申しましたけれども、まずは指定避難所なり臨時避難所なりに来られて、そこでの対応が難しいといった方がおられる際に連絡、連携を取りながら、福祉避難所の開設が必要とあれば、そこで開設をしていくと定めているところでございます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

福祉避難所に避難される方は指定避難所での避難生活が困難な要援護者、避難生活に特別

の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる者と定義がなされておりますが、実際に一般の方よりも早めに避難をさせるべき方々なんですね。指定避難所が開設されて、この方々がそこに行って不自由だから福祉避難所を開設するという、何かちょっと本末転倒しているんじゃないかな。先に弱者を救うという意識があれば、指定避難所と福祉避難所は同時にでも開設しますよという姿勢が必要なんじゃないかなと思いますが、その点いかがですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

当初からの必要性というか、議員おっしゃるとおりの点もあるとは思いますが、いわゆる要避難行動時に支援が必要な方、そちらの方々につきましては、当初から必要な方々につきましては、避難行動要支援制度、こちらのほうでもって事前に把握をさせていただいておりますし、例えば人手が要って、介助者がおらなければ動けないような方、こちらの方等を把握させていただいて、避難する際にはその方々と一緒に避難していただくということもございますし、当初よりそういった方々向けに介護施設なり、あとは御家族さんの元へとか、高齢者のみの世帯でしたらば、地域でもって区長さんと民生委員さんと一緒になって要支援の方は把握させていただいておりますので、そういった方々でもって避難所に行くよりか別のところへ避難したほうが良いと判断されておる場合もございますので、そちらのほうでの対応も今はさせていただいているところでございます。

○6番（田中栄一君）

今ちょっと、まだ腑に落ちないところがあるんですけど。遠くの指定避難所よりも近くの福祉避難所に避難するというのは誰もが考えることであります。

今回、臨時避難所が新たに加えられました。この福祉避難所も臨時避難所とすることへの考えはいかがなのかという思いはしております。

災害対策本部長でもあります市長にお尋ねしますが、先ほどの福祉避難所の開設時期の問題と併せて、今のこの福祉避難所を臨時避難所と同等の取扱いのような形にすることの考えについてちょっとお尋ねをいたします。

○市長（三田村統之君）

災害が発生をした場合に、大規模災害もありますし、小規模災害もある。しかし、大規模災害が発生する可能性、台風の到来とか豪雨災害も気象庁の予報で大体予測できる、そういう災害のときには、これはもう指定避難所、あるいは臨時避難所を区別するのではなくて、指定避難所が入れなくなったから、足りないから臨時にということではなくて、全般的に指定避難所と同じような考え方で対応していかなくちゃいかんのではないかと私は思っております。

それと、議員もお分かりだと思いますが、高齢者の方、お一人暮らしとか、高齢者のみの

二人暮らしとか、あるいは小さいお子さんがいらっしゃるとか、こういう家庭の方をどう避難所に誘導していくのかというのは非常に問題があるわけで、したがって、私は行政区の中に避難の運営の組織をつくって、そして、高齢者のあの方は、避難所はあそこにお連れしようと、あるいはまた、避難所が遠くて途中で河川もあると、非常に危険だからちょっと高台の個人の家に避難をさせようとか、具体的な対応策を行政運営の中で組織をつくってもらってやらないと、なかなか指定避難所、臨時避難所でそういう小まめな対応というのは難しいんではないかと思っています。

議員おっしゃるように、そういう面でのさらに詳細にわたる対応策というのは引き続き十分検討していかなくちゃいかんのではないかと思っております。

○6番（田中栄一君）

この問題については、やっぱり密を防ぐためには地域コミュニティの力というのが非常に大事になってくると思います。今非常に分散避難を進めておりますので、そういった中で地域コミュニティに働きかけて、どこどこの世帯はどこがいいだろうとか、そういうやつも地域で話し合ってもらおうような機運を高めていただきたいと思います。

次に、マニュアルの中でいろいろ求められておりますけれども、避難所によっては様々な制限があると思います。事前にレイアウト、こういった部分の十分な検討を加える必要があると思いますが、2011年の東北大震災のときに宮城県の名取市の避難所でインフルエンザのクラスターが発生したということです。場当たりのにならないように事前の訓練をしておくことが大切だと思いますけど、何かそういうレイアウト的なものとか、各避難所によって違いますので、そういったものについてお考えがありましたら。

○防災安全課長（古家 浩君）

避難所関係の避難所の内部のレイアウトということでございます。

避難所に当たる職員が今回23か所から46か所ということで倍増しておる関係もございまして。2名ずつ当たりますし、交代要員も要するというので、この避難所従事者向けの研修というか、説明会を近々行う予定にもしております。その中で、各施設ごとのマニュアルという形で、1か所1か所ごと作成しまして、議員おっしゃるような実際のレイアウト的なものは現地それぞれを確認していただいて、その中での標準的なレイアウトに近いような形でのレイアウトを実際に現地のほうでも確認していくという行程を組みたいと思っております。

○6番（田中栄一君）

次に、避難者の健康管理の面ですけど、昨日、感染症対策班、これを設置しますよと、これは救護班という言葉も出たんですけど、5チームほど設置するというので昨日の答弁にあったと思うんですが、これはどういったメンバー、職種メンバーか、そして、指定避難所、福祉避難所、こういったやつについては、当然、市開設ですから面倒を見られると思うんで

すけれども、その他、あるいは地域の自主避難所、こういったところについてはどう対応していただけるものか、お尋ねします。

○防災安全課長（古家 浩君）

いわゆる感染症対策班というものを設けてということで御説明させていただいているところでございます。

市の保健師を避難所開設と同時に、各避難所とまではいきませんが、拠点に配置いたしまして、各避難所から、指定避難所、臨時避難所から相談があった場合に対応するというように定めておるところでございます。

その他の避難所、もしくは地域の避難所、こちらのほうについても、体調異常者等が出られた際には連絡を受けまして、相談は受けていくと思っているところでございます。

○6番（田中栄一君）

感染症対策班が活躍しないことを祈るだけなんですけれども、そういうことで、やっぱり自主避難所にもしっかりとそういった班がありますから、どうぞ御相談くださいということの周知をお願いしたいと思っております。

次に、2の避難所での感染リスクを減らす具体的な取組ということでございますが、通常の避難所運営では対策にならないということで、避難所の在り方が問われているわけですね。

熊本県の益城町、避難所での新型コロナウイルス感染防止対策の訓練が実施されております。世帯ごとに生活空間を確保して密集を避ける段ボールの仕切りを設け世帯ごとに消毒液とゴミ箱を設置される。自治体の多少はありますけれども、あそこは結構自治体としては大きいほう。それから、大牟田市では、避難者の分散を図るために開設時期を早める、こういった対策を取られています。

避難所では3密を避けるためにということで、同一施設で部屋を3区分するという、これは考えられていると思うんですけれども、発熱者保護室の確保、それから中間的な部屋、それから元気な部屋という3部屋を区分して取ったほうがいいでしょうと。なおかつ、発熱者について、他の施設に移すとかいうことになれば、クラスター発生の大元になるということが言われておりますので、そこで観察するという形になろうかと思えます。

それから、避難所の拡充は今回やられておりますので。

それと、マルチ避難、要する分散避難ですね、これは在宅、今2階に避難してくださいという声掛け、それから車中泊、これはちょっとリスクが高いと思います。それから民間施設の確保、ある地域では旅館とかホテルとかまで協定を結んでやられているところもあるようです。

先ほど言いましたように、在宅避難エリアの検討をする上でも地域コミュニティはしっかり協議していただくということが必要。それと併せて、課長にも以前お話ししましたが、

段ボールベッド、これが1式10千円ぐらいしますけど、飛沫が人の移動によって舞い上がるということで、床面より35センチ高さを、就寝の場を確保しなさいと言われておりますので、これについてはなかなかの費用がかかるとは思いますが、一朝一夕にできないと思えますけれども、そういった方法の取組がされております。

そういう中で、やはり先ほど来言われましたような具体的な方法をきちんとやっていただいて、非日常となる避難所、これはリスクが大変大きゅうございますので、そういったことを考えて行動することが求められるということで、ちょっとしたアイデアでリスクを軽減できるものと思っております。

だから、常日頃、他方面、他自治体の情報収集を行っていただいて感染リスクの軽減対策に努めていただきますようお願いしたいと思っております。

他自治体へ災害派遣職員の体験を生かしてということもありましたので、そういった方の御意見も十分聴かれながら対策を早急にやっていただきたいということで、次に進まさせていただきます。

次に、長期休校の影響と学校教育におけるICT化の推進についてお尋ねをいたします。

まず、1番目の長期休校中の家庭学習の状況及び指導の実態はということで、文部科学省が4月に行った臨時休業中の家庭学習の状況調査では、教科書や紙の教材を活用した家庭学習というものが100%、それから、独自作成の授業動画は10%、同時双方向型のオンライン指導は5%にとどまったという調査結果でございます。

子どもの成長には子どもが必要と言われておりますが、まさしくそうだと思います。教科書や紙の教材だけでは家庭学習がうまくいくわけがないということで、やはり先生が指導してほかの子どもたちの意見を聴く授業形態を作る必要があると思います。

先ほどの説明では、ネット環境で動画を見たという方が15%、それからネット環境があるという方が89%ということで、この調査よりもかなり進んでいるんじゃないかなと思いますが、今回の長期休校では、ここに詳しく書いてありますので、どのような指導がなされたかのこのについては割愛したいと思います。

それで、家で教師役を担ったのが保護者なんですね。悪戦苦闘されたと思うんです。死語かもしれませんが、昔はしつけは家庭で、教育は学校でという言葉がありました。学校任せのしつけがどうも今回の家庭学習にまともに影響してきていると思います。いつか再び休校になる可能性も考えた上で、学校と家庭の役割が問い直されていると思います。教育長どうお考えでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、私もこのコロナ禍の中での学校、あるいは家庭、学校教育、

こういったところ、今までの当たり前が当たり前でない。昨日も答弁の中で申しましたけれども、当たり前前に練習をしてやっていた卒業式、しかし、それほどやらなくてもある程度の感動的なものはできるとか、そぎ落とされるものはそういうこともかなりあったのかなど。教師の働き方改革も含めて、教員の意識の改革にもなっているんだろうと思います。

それともう一つ大きいのが、今、議員おっしゃるように、家庭と学校の役割、私も実はしつけは家庭で、教育は、お勉強といいますか、は学校でと、それが当たり前だろうと思っています。今までが何もかも全て学校に入ってきておりました。それを背負っておりましたけれども、そういったところを家庭の側から見直していただく。そういういい機会——いい機会と言ったらちょっと失礼ですけれども、見直す契機になったんじゃないのかなど。

話を聞いてみますと、やはり家庭での学習、これに保護者の方が悪戦苦闘されたということも聞いておりますし、また、小さい子どもさんのところは逆に、例えばパソコンを使ってやる時には、つかなかちゃいけないんですね、なかなか操作ができませんので。そういったことであったり、そういったことで問題といいますか、捉えているというところでは、家庭環境によって教育の格差といいますか、そういったものが随分生じたのかなという気がしております。

そういった全てのいろいろなことを加味しながら学校と家庭の役割の在り方とか、そういったことは考えていかなくちゃいけないのかなと考えているところです。

○6番（田中栄一君）

2番目の長期休校の問題をどう捉えているかということにつきましては、その都度対応をしたところがございますということなのですが、学校長が一番身近において具体的な問題点というのを把握されていると思いますが、上部組織であります教育委員会、こちらもしっかりきちんとそこら辺把握をされて、委員さん方が把握されて、そして今後に活かしていくということが考えておかなければいけないと思います。そこら辺について教育委員会の中でお話はされましたでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

教育委員会といたしましては、長期にわたる休業中の問題として大きく3点あると考えております。

1点目は、学習内容、プリント等を課したときの学習内容というものの定着に子どもたちの間に違いが出てきていると。中には復習ばかりで面白くないとか、新しい勉強内容を見ているけど分からないとかという声が上がっているというのは伺っております。

2点目は、生活のリズムの乱れというのがあるということでございます。これは議員もお聞きになられていると思いますけれども、例えば昼夜が逆転してしまっているであるとか、

その関連でゲームばかりしているとか、そういう問題があると。

3点目といたしましては、児童生徒のストレスというのがあると考えております。家庭の中におきましては、親と子の間でいさかいがあつたりとか、部活ができずに発散できないとか、家に籠もってばかりでむずむずするとか、そういった大きく3つの内容の中で問題があると考えております。

○6番（田中栄一君）

異例の長期休校は、今おっしゃられたように、子どもたちの生活や学習面に限らず心にも大きな影響を与えていると思います。

私も小学生の孫がおりますけれども、先ほど言われたように、ストレスがたまっていらいらしておりましたし、新1年生の孫が家庭学習もままならんと、習ったことがないやつを自分ではできませんよね。そういう状況でした。

以前から夏休みや春休みの終了前後、これは生活リズムの変化によって子どもの情緒不安を招き不登校や子どもの自殺が増える時期でもあります。今回は例年と事情が大きく異なる長期休校明けとなっておりますので、なおさら心のケアに配慮すべきと考えます。その点についてどう対応されていくのか、ケアマネを含めてお願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

心のケアの問題につきましては、まず長期休業中につきましては、週1回以上家庭訪問をしたり、電話をしたりしながら、学校のほうからアプローチをかけることで児童生徒の実態把握に努めてまいりました。その際に、心のケアの問題もその中で児童生徒本人から、あるいは保護者の方から伺いまして、対応させてもらっております。個々のケースについて物すごく専門家の助けが必要であると判断された際には、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーであるとか、家庭児童相談室とか、そういう専門家の方々の援助も、支援もいただきながら、教育委員会と一体となって対応してまいった次第でございます。

学校再開後につきましては、再開されて、まずすぐにやりましたのがアンケートでございます。小学校、中学校、県のほうからもこういうアンケートを取ったらという例をいただきましたけれども、そういう例を参考にしながら、こういうことを聞かんといかんということを考えて学校独自のアンケートを実施している学校もあります。

そういうことにつきまして、アンケートをまず実施して、実態把握を行った上で、今現在個別に対応しておるというところでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

次に、3番目の文部科学省、県教委で公開された学習支援動画の利用状況はということで、

おおむね15%ぐらいの児童生徒がこれを利用したということで、残りの85%は、89%の家庭がネット環境にありながら、それも利用しなかったということで、逆に捉えれば少ないなどという気がいたしますが、まだ残り11%が多分に貧困世帯、困窮世帯だろうと理解はしますが、こういった家庭が今後GIGAスクール構想によって6月補正で端末機を整備することになっておりますけど、オンライン授業をやる中でそういったところが非常に格差が出てくる、さらに格差が出てくるという思いがしているわけですね。

古賀市は、中学校3年生に今回タブレット端末配置を全員やって、なおかつ、そういうネット環境のないところには事業助成をして、さらに通信費用、こういったものも補助しますよという形でやっております。八女市の場合、かなり大きくなりますけど、古賀市も10万人近くいますので、そういったことで、やらないといけないんですけども、それをやる前に、ネット環境がないところ関係については、放課後とか日曜日、土曜日にも休みですね。今回は多分土曜は学校になると思いますけれども、そういったときに学校のPC等を開放して活用する方法はとれないものかと思っています。当然、教職員の負担が発生しますので、なかなか厳しい部分もあるとは思いますが、中学生あたりは自分で独自に使えるし、小学校の高学年生も独自に使えると思いますけれども、学習の遅れを取り戻すまでの期間限定でもいいですから、こういった部分の対応というのを考えられたらいかがかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（角田恵一君）

傍聴人に申し上げます。携帯電話はお控えください。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員が今御心配いただいております、そしてまた御提案いただいたことにつきましては、今現在、教育委員会の中でも同じようなことを考えておるところでございますので、今後検討をしてみたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

次の4番の長期休校における学習遅れの対応ということでございますけれども、今のよう形で、当初の答弁にもありましたように、個別の補習をやったり、そういったことで手厚くやっていただいて、格差のない教育、人それぞれですから理解度はそれぞれ違うと思うんですけども、やはりそこら辺に、今こそ教育の力が問われますので、そういったことでお願いしておきたいと思っております。

次に、5番目の学校での感染症対策、一応、文科省が学校が取り組むべき衛生管理マニュアルというものを作成して、これを都道府県教育委員会に通知しております。同日の記者会見で萩生田大臣が、学校設置者は一切気を緩めることなく新しい生活様式を学校に導入し、

リスクを低減する必要があると述べておりますが、それぞれの地域によって違いますし、レベル1から3まであって、福岡県は本来は特定警戒相当の地域レベル3にランクづけされるんじゃないかと思っておりますが、それは今度は逆に学校ごとに判断していいですよということで、多分私は八女市はレベル1に、一番低いやつがですかね、レベル1に考えられて対応されているというふうに思っておりますが、この部分についてはどのように対応されますか。

先ほど、昨日のお話では、換気を十分にやると、1こま1時間当たりに1回やるというお話を聞いておりましたが、そういうことについて、ちょっと具体的な部分についてお尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校での具体的な対応ということでございますけれども、学校におきましては、大きく観点が3つございます。1つが感染源を絶つということです。健康観察をして、風邪の症状がある子どもにつきましては登校をお控えくださいとかというやつでございます。2つ目は感染経路を絶つ。手洗い、せきエチケット等でございます。3つ目が集団感染のリスクを避ける、3密を避けると一般的に言われているところでございます。この大きな3つにつきましては、基本的な事項ということで国や県から様々な文書が出されておりますので、それに準じて学校で行ってくださいと申し上げております。

ただ、学校におきましても、八女市立学校23校は一生懸命コロナ対策を今現在やっております。学校独自で、我々も逆に学ばせてもらって、広めたいなと思っているところもあります。それを幾つか御紹介できればと思っております。

1つは、マニュアル等がいろんなところから出されておりますけれども、それを自分の学校化をして、そして独自にマニュアルをつくっている学校がございます。そういう学校等の努力なんかを校長会等でいろいろ情報公開していただいて広めていただければということ。

ほかにも、歯磨き、給食の後に歯磨きがあつて、子どもたちはずっとするんですけど、やっぱりどうしても飛びます。ですから、歯磨きをするところの前の窓に点々と歯磨き粉の点がつくぐらいつきますので、やっぱりこれは危ないということで、コロナの対策をしている間は給食後の歯磨きは一時見合わせようとしている学校もございます。

また、給食当番というのが学校にございまして、7名から10名ほどで取りに行ったりしていくわけですが、その際に給食室の前がまさに密の状態になって混乱をするというのが日常の風景でございます。ですから、それを避けるために一方通行にして、矢印を引っ張りまして、ここからこう入って、こう取って、こう出ていくということをしている学校もご

ございます。

いろいろな工夫をしている学校はございますので、そういうことにつきましては、校長会とかで情報交換を活発にして広めていきたいと考えておるところです。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

今朝ほどのテレビでは、標準服の使用を取りやめたという学校もありました。それほど感染症に対して非常に気を遣っているし、大変だと思うんですね。学習の遅れを取り戻さないといけない、感染症にも気をつけにゃいけない、教職員のストレスというのは物すごくたまっていると思うんですよ。そちらのほうにも目を向けていただきたいと思います。教育長その点よろしく願いしておきます。

それと、一番最後ですけれども、GIGAスクール構想への取組はどうするかということです。

これにつきましては、議案との兼ね合いがありますので、オンライン授業の担保に向けての質問にとどめておきたいと思います。

当然、GIGAスクール構想はオンライン授業を目指しているという中で、オンライン授業は機器をそろえただけで即できるものではないことは御承知だと思いますけれども、オンライン授業の実現には多くの問題があるのではないかと思いますので、6点ほど私の中で考えたやつをまとめておりますので、ちょっと御確認いただきたいと思います。

1点目は、学習計画や授業方法、時間割を定める。これは一朝一夕にできるものではないし、八女市内全校が足並みをそろえて実施することが求められると思います。

2点目、ICT機器の扱いに不慣れな教職員に対する研修の実施。一般的に教師の方はICTに強い、操作慣れしていると思われがちだと思いますけれども、全部が全部そうじゃないと思っております。教師にはICT機器を駆使した授業技術を習得する絶好のチャンスでありますし、事が起こる前に訓練をしてスキルアップしておくことが重要じゃないかと思っています。

3点目は、双方向のやりとりを可能にするプラットフォーム。いわゆる通信アプリの選定とWi-Fi環境の安定性。これは他自治体の状況も参照しながら慎重に選定する必要があると思います。端末が1台でもつながらないというだけでICT授業は継続できませんので、多台数の端末が安定してつながることが絶対条件です。

4点目は、授業の質の確保やセキュリティーの問題があります。双方向ではありますが、児童生徒が興味を持って臨める教材ソフトが必要になります。また、ファイヤーウォールもきちんと対応していくことが求められると思っております。

5点目に、ネット環境の設置費用、通信料などのコスト面やフィルタリングなどを保護者

の皆様理解を得る説明会の開催も必要だと考えております。

6点目に、先ほども申しましたけれども、家庭における通信環境の整備や通信コストにかかる費用の問題があります。古賀市のように、生活困窮家庭に対する支援も考えておく必要があります。

これら、私自身が6点ほど考えたんですけれども、やはりこういった問題を教育委員会内でも十分に論議されると思いますので、これについての回答は要りませんけれども、やはりこういった点を捉えて十分に協議をお願いしたいと思っております。

不安の中、避難所で生活される方の感染症対策というのは、これは万全を期しておく必要があります。全ての避難所において安全・安心できる避難所運営に尽力していただくようによろしくをお願いしたいと思います。

また、八女市の宝、それから日本の宝であります子どもたち、特に基礎学力を学ぶ児童生徒の教育というのは大変重要なことであります。ぜひとも、教育に関する施策は八女市を見習えと言われるようなオンリーワンのシステムを構築していただくことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

6番田中栄一議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

9番石橋義博議員の質問を許します。

○9番（石橋義博君）

皆さんおはようございます。まずはコロナにおいて亡くなられた方々にお悔やみを申し上げ、また療養中の方々にはお見舞いを申し上げたいと思います。

なお、国、県、市など、コロナに関して全力で当たっていただいている方々、医療関係の方々にも併せて改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、コロナ問題で全ての事案が吹き飛ばぐらいの状態にあったわけでございますけれども、今もそういう状態が続いておるわけでございますが、それも日本国内にとどまらず、世界的な問題として深刻な状態は今も続いており、国内における状況は少しずつ改善されつつあるものの、まだまだ完全終息には達しておらず、予断を許さぬ状況は続いております。八女市においても市民生活は相変わらず混迷を期しており、学校教育機関や飲食業、様々な休止、休業していたものがやっと動き出したわけでございます。

ただ、今後も慎重を期してやらねばならず、今後の行政の対応が市民の心や生活に強く反映されること、大事な局面ではないかと思われる現状です。市長をはじめ、執行部の皆様には、市民の思いに沿うた適切、かつ最善な対応をよろしくお願いします。

さて、本日の質問は、工業団地の進捗と疲弊しつつある八女市経済の対策を今後どう展開されていくのかをお尋ねいたします。

あらゆる観点から質問をさせていただきますので、市民にとってベストの答弁をお願いして、あとは質問席にて質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

9番石橋義博議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、工業団地の進捗と今後の経済対策についてでございます。

前古賀工業団地造成事業につきましては、現在、造成の早期着工に向けて、設計や各種手続のための関係機関との協議を重ねております。あわせまして、全ての土地の取得に向けて取り組んでおります。今後も地権者をはじめ、関係機関の御協力をいただきながら、前古賀工業団地の早期実現に向けて、引き続き事業推進に努力をまいります。

今後の経済対策としましては、コロナウイルス対策に万全を期すとともに、雇用の促進、農林業の振興、観光事業等に力を注ぎ、さらに地域経済の活性化に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（石橋義博君）

まず最初に、具体的に現在どれぐらい進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

現在、まず土地の取得でございますけれども、あと数名の方からの御承諾が取れておりません。

内容につきましては、相続の手続があっている案件がございます、あとの2人につきましては土地の関係についてまだ承諾が取れていないという状況でございます。

事務的に進めております内容につきましては、昨年12月に立地の申し出をされた企業がございますので、そちらのほうと協議を重ねていっているところでございまして、そちらについて今現在進めているところでございまして、土地の造成等の設計等も含めながら協議を進めているという段階でございます。

○9番（石橋義博君）

二、三件交渉が滞っていると。これも随分になりますよね。進まない理由の本質はどこにあると思いますか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

相続案件は1人の方の相続に数名の対象者がいらっしやって、その方全ての承諾が必要となつてまいります。こういったところについては、時間を置きながら進めていかなければならないとされているところです。

土地そのものについての承諾について、承諾されていない方については、こちら側の要求と先方様の要求がかみ合わないという点でございます。

以上でございます。

○9番（石橋義博君）

何のどこがかみ合わないのかまでお聞きして構いませんか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

個人案件でございますので、詳しい内容については控えたいと思います。

○9番（石橋義博君）

それはそれで結構です。それでは視点を改めて質問をいたします。

この度、私も以前、開発公社、工業団地の理事をしておりましたけれども、いつの間にか、工業団地の売却が1社単独になっております。この理由をお聞かせください。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

先ほどもちょっと申し上げましたが、昨年12月に福岡の企業様のほうから文書による進出の申し出というのがございました。これは市長宛てになされまして、その内容が全部の土地、予定区域は11.2ヘクタールでございます。その全域の分譲を望みたいということでございました。また、それでできるだけ早く着工をしたいという希望がございまして、福岡にある企業でございますが、こちらのほうは食品の加工工場でございます。それで、そのほか、雇用の予定人数につきましては全部で700人程度を見込んでいるという情報でございました。

こういった内容が市長宛てに正式に文書で来ましたものですから、当然、市長のほうとお話がございまして、市長のほうからも土地開発公社のほうに諮ってもらいたいという形でありました。土地開発公社といたしましては、そちらの申し出が来ている企業様のほうに、最終的には理事会の判断をいただきまして進めていこうとなった次第でございます。

○9番（石橋義博君）

私、地場産業の育成と税収——法人税ですね。獲得と就業者の地元促進を考えた場合、地元事業者にも公募をかけるべきではなかったかと、公平にやるべきではなかったかと思えますけれども、その点いかがですか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

企業誘致の目的でありますところの雇用の促進にも大いに期待が持てるところがこの企業にはあったわけでありまして、通常ですと取得、造成、分譲というパターンになってきますが、分譲につきましては公募というところが一般的だと思いますけれども、公募につきまし

ては別の意味でリスクもございます。要は公募を行えば、今の申し出があっている企業以外からも優良企業が出てくることもあるかもしれませんが、それも不透明な状態であること。それと造成はしたものの分譲先が見つからないと、造成はしたものの相手企業が見つからないということも、公募を行ってするもできないということも考えられます。要は造成した土地に誰も入り手がいないということも考えられるわけございまして、そうなってくれば、いわゆる塩漬けの土地ということも考えていかなければなりません。

そういう段階において企業の申し出等があっているときに、公募というものがどうなのかということと、全域を求めたいというのが相手企業の意向でございましたので、事務局としましても1社で全ての土地が売却できるということになれば、先ほど言いました売れ残りの土地がなくなるということにもつながってまいります。

公社につきましては、全て運営は借入金でやっております。借入金は金融機関からの借入れでございますので、先ほど言いました塩漬けの土地が出る可能性をできるだけ避けなければならぬ。売れ残りがなくなような状態にしなければならないというのが基本的に思っているところございますので、売れ残りの土地が出れば、借入金は金融機関に戻せませんし、借入れの利息も膨らんでくるという状態は避けなければならないというリスクがありますもんですから、その辺も含めて公社の理事会のほうで議論がなされた結果でございます。

以上です。

○9番（石橋義博君）

ちょっと私は解せませんが、公募をかけずに1社ありきでやりますと、後で申し上げますが、後々、地場産をはじめ、市民から不満や疑惑の声が上がらないかと私は思っているわけですね。

それに工業団地の問い合わせが私のところにだけ3社ほどあっております。売れ残りというのは考えられないし、私のところに3社あったということは開発公社にもそれなりの打診はあったと思いますがね、それはいかがですか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

電話等による問い合わせが一番多うございます。こちらにつきましては、どちらのどなたか分からないような感じの問い合わせが幾つもあっております。これは数社あったと思います。面会した方もいらっしゃるけれども、大概の方が会社名は伏せておられて、その会社が雇ってあるのかどうか分かりませんが、不動産会社の方がお見えになっているというケースでございます。

○9番（石橋義博君）

私が理事であったときに前理事長の鎌田副市長は、4区画予定し公募もかけるという発言があったかと思いますが、これは腑に落ちませんが、どこでどう変わったんでしょう

か。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

4区画で話を進めているときは、今は農産法という法律に基づいて動いておりますけれども、当時は農工法と言われる手法でやっていたわけでございまして、国、県と協議をするに当たっては企業を想定した計画で持っていったわけでございますので、それが企業が決まってきたということになってくると、今度は農産法というところでまた改めて協議が必要となってきたところです。確かに4区画ということで公募もやっていくという話は理事会の席でも出ていたと思います。

先ほど言いましたように、公募には別の意味でのリスクがあるということが事務局の見解でございましたので、その辺は理事会の中で議論して決まっていたと思うところがございます。

以上でございます。

○9番（石橋義博君）

詳細にもうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど、縛りの話は聞きました。しかしながら、私が企業名を聞きましたところ、農業関連に関するような企業名でありましたので、それは当たらないのじゃないかなと私は思うわけでございます。

ここで言うのもなんですけども、まさか、虚偽報告という話じゃないでしょうね。私は個人の企業名を聞いて、これはこの条件に値するという話で進めて話をしているわけですね。その点どうですか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

議員がおっしゃった内容につきまして、虚偽報告と言われましたけれども、そうではございません。いろんな話はもちろん当然電話なり、面会なりいろいろしながら事務的な話は行ってきております。そういった話は当然あることでございまして、そういうのをどこどこという企業名はしゃべれませんけれども、話をしてきたのは事実でございまして、そういうことでございます。

○9番（石橋義博君）

ちょっと歯切れの悪い答弁でございましたけれども、また、ちょっとお尋ねいたします。

4月の理事会では、冒頭、市長が参られて、市長自ら企業名——単独社名、よろしくお願ひしたいという理事会に発言があったと聞きますけれども、まずはこれが本当かどうか、市長お願ひいたします。——いやいや、三田村市長に聞きよる。

○議長（角田恵一君）

市長、答弁お願ひします。

○市長（三田村統之君）

今回の企業誘致については大変大事業でございまして、理事の皆さん方に大変な御迷惑をおかけいたしております。この事業が何とか成功するように理事会で御協力をいただくようお願いをした経緯はございます。

○9番（石橋義博君）

ということは、これは市長の肝煎りということでございますね。もっと具体的に、肝煎りの理由は何だったか、お尋ねいたします。

○市長（三田村統之君）

肝煎りという言葉に答弁が適切かどうか分かりませんが、私はただ土地開発公社の今回の企業誘致に関する事業が円滑に皆さんの努力で実現するようにお願いしたいと、そういう意味で御挨拶を申し上げたところでございます。

○9番（石橋義博君）

あたかも公募分割が危険視された、単独で得られた理由みたいに言われますけれども、逆に1社単独のリスクは考えられませんか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

議員おっしゃるように、単独のリスクはあると思います。それはその企業が操業するも、なくなってしまうとかいうことにもなりかねませんので、そういうところがリスクとしては出てくるんじゃないかろうかと思えます。

○9番（石橋義博君）

まさに1社単独で何かあった場合、大変なことになると私は思うわけでございますと同時に、やはり地場産を育てる等が法人税等の問題も含めて、私は八女市にメリットがあると思うわけでございますけれども、その点いかがですかね。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

おっしゃるように、市内のもともとある企業が第2工場なり設置したいということについては大変ありがたいお話だと思います。

また、今回する企業については、今後の協議でございますけれども、本社、支社みたいな形で地元根づいていただくということは当然のことながら、私どもとしては思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（石橋義博君）

当然ですよ。今後出てくるであろう若手事業者は本当に工業団地をありがたいなと思った人もいます。やらせていただきたいなと、公募があれば参画したいなという人も私はあったと思いますし、既に私のところにも打診もありました。地元業者に活躍の場を与えるのが私は当然であったかと思えますし、私も一議員として、一市民として、そもそ

も市民ファーストでいくのが当然じゃないかと思えますけれども、その点いかがですか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

議員がおっしゃられたような考えのところの市民ファーストという考え方は当然のことながら思っております。公募の時期と企業進出の条件が整っていると私は思っております。

11.2ヘクタールを全て売却したいという申出とともに、操業、雇用の人員を深めたいと。

私ども、農産法でやっているところの協議といたしましては、農地をなくしてこういう工場を入れるということに関しましては、雇用の規模というのが議論されるわけでございますので、例えば、工場等も宅配センターみたいな感じで人は少なくとも倉庫業みたいな形で場所だけは要るところには不向きな点もございますので、そういうところも考えながら進めておるところでございます。

○9番（石橋義博君）

その点、市内業者の公募をしたいと、話を聞きたいという方々に対して、調査、精査されましたか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

調査等は行っておりません。申出があった内容について事務的にお話をさせていただいたという経緯はございます。

以上でございます。

○9番（石橋義博君）

ということは、やっぱり偏ったところで話がなされていると私は思わざるを得ません。

そんな中で、私にはいろんな電話や投書が度々来ております。私自身も困惑しておりますのでございますし、対処に窮しております。そういう投書等、電話等、不満等、私にあるとするならば、当然、市長にあるかと思えますけれども、その点、市長いかがですか。

○市長（三田村統之君）

特に不満という電話とかそういうものはございません。この件に関して一度だけ電話をいただいたことがあります。ほかの電話を役所にされる方もおられたようですが、いろいろ重要な土地の売買の問題でございますから、私としてはこういう電話にはかからないという原則を持っておりまして、全て担当の部局に任せているところでございます。まさに都市開発公社の事業でございます。当然、私も何かにつけて提案をしなきゃいかんこともあるかもしれませんが、私としては理事長をはじめ、理事の皆さん方のお気持ちを十分尊重して進めていただいているわけでございます。

また、この問題につきましては、一番八女市で大変お困りになってある所得が厳しい、あるいは母子家庭の皆さん方、あるいはまた所得が極めて困難である皆さん、そういう方々のために八女市から遠くに仕事に向かわれるのではなくて、このふるさとで働ける環境を一日

も早くつくることが何よりも重要であると。当然、地元の産業も活性化をし、育成していかなければなりません。必ずしも工業団地、前古賀だけが終わったわけではありませんで、引き続き企業の誘致は進めてまいる決意でございます、そういうことを考えますと、先ほど課長が申し上げたように600名、そしてそれに関連した地元の事業の皆さん方も出てくるでしょう。そういう効果を私たちはしっかり見据えた上で都市開発公社も結論を出して、今進めているところでございまして、これで企業誘致が終わったわけではございません。さらに若い方々が、今、コロナウイルスで環境のいいふるさとに帰りたい、ふるさとで仕事をしたいという関東、関西の若い人たちがたくさんいらっしゃる。こういう人たちをしっかりと受け入れる体制を私たちはつくるのが何よりも重要であると考えておりまして、そういう気持ちで職員一丸となって取り組んでいる次第でございます。

○9番（石橋義博君）

そりゃ、ちょっとおかしいと私は思うんですね。1社単独でやろうと、地元の事業者でやろうと、就業者数がどう変わるのかは精査されていないのですたい。遠くに云々かんぬん、条件は一緒なんですよ。ましてや地元の事業者にならぬのよりよい条件で公募をかけて公平にやるというほうがよっぽど、それに4区画やれば就業の選択肢もこれしかないじゃなくて広がるわけですね。4区画できれば4業者できるわけです。ましてや、先ほど理事会を尊重してと言われましたけれども、出かけてやられて、これをお願いしますと、尊重されているのかどうかも、私はクエスチョンマークですよ。

そのところをもう少し市民の方々もしっかりと市長の答弁には耳を傾けて精査していただきたいなと思うところでございます。そうでしょう。条件は一緒なんですよ。それに精査されていない、調査されていないんだから、何人雇うとかどうなるのか全く地元の業者のことは精査されていないのに、あたかもそっちの1社単独、市外の事業者のほうがよりよいみたいな話、これはちょっと違うんじゃないかなと私は思うわけでございますけれども、松崎副市長、どう思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

工業団地の企業誘致の今回の件につきましては、そのときそのときの社会情勢なりで判断が出てきておる部分もあると思います。先ほどから、課長のほうから答弁がありますように、早く操業されて、土地の売却の決着がついて、雇用者も早めに確保できるということを念頭におけば、議員、今おっしゃいますように、地場産業の育成、当然これも非常に大切なことです。その点も頭に置きながら、そのときの事情、雇用人数、それと先ほどありましたように、食品関連ですので、農業地帯であります八女市、ここの活性化にも結びつく面もあると思います。

そういう点を含めて、そのときの情勢の中で判断して、今回、理事会のほうにお話しさせ

ていただいて、こういう方向で決めさせていただいたところでございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○9番（石橋義博君）

何やかんやで、結局私は理解できません。まあ、いいです。

この件については先に進めたいと思いますけれども、造成の早期着工と市長、最初答弁をされましたけれども、工業団地の造成整備事業も、その企業、事業者に託されたと。丸投げされたと聞いておりますけれども、あそこの中にいた理事の方も、一言、八女市の行政は一企業のための不動産屋になったのかという意見もあったと聞いております。まずはそれが本当かどうか、お尋ねします。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

企業の最初の文書による申出のときでございますけれども、早期着工をしたいというのは、できるだけ早く工場を稼働させたいということでございます。そういうところで、企業からの申出も、実際造成は自分たちのほうにさせてもらいたいという意向も出されておるところでございます。

この辺につきましても、理事会の中でしっかり協議をさせていただいたところでございまして、決して丸投げとかいうことではなく、今後、公社はどうなっていくかといいますと、農振地の除外の手続、それから農地転用と開発許可申請を県知事のほうにやっていかなければなりません。開発許可申請も土地開発公社でやってまいります。しかも完了検査を受けなければ、企業のほうに売買することはできません。したがって、造成中につきましてもやり方としての御提案はあっておりますので、それをどのように進めるかにつきましては、法的にもされないことはないかと理解しております。そこら辺はこれからの協議で進めていきたいと思っておりますのでございます。

○9番（石橋義博君）

そのところはしっかりとやっていただかないと、市民のお金を使った土地の横流しではないかという声も聞きます。私もそうであればそうなのかなと思うわけでございますね。

やはり八女市には事業者もたくさんおられます。そもそもこうやって、もし造成工事が地元事業者を通さずに、公正な入札もかけずにやった例があるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（角田恵一君）

石橋議員、今のは八女市全体の分で、この工業団地に限らずという考え方でよろしいでしょうか。

○9番（石橋義博君）

要は工業団地の開発は全国でやっておられますよね。その中でこういうふうに整備事業を

しないで、八女市の事業者を通さずに丸投げされた、そういう事例はありますか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

他の自治体で丸投げという言葉かどうか分かりませんが、造成をほかのところをお願いするという形は、計画は市でつくるものの、造成工事は別のところをお願いするという例はございます。自治体名としましては、近郊では小郡市がそういったやり方でやっているところがございます。

○9番（石橋義博君）

土木建設業界の方々を肩を持つわけじゃございませんけど、現状、雇用状況、経営状況も、どの事業者も厳しい中で、やはり通常ならば、当然その方々も常に市民税、法人税を納めている方ですよ。正当な形で入札をしてあげて、やはり地元法人、就業の場を与えて、そしてなおかつ整備をした上で付加価値をつけて、正当な価格をつけた上で収益を上げ、市税として繁栄させるべきじゃないかと、私はそう思うわけでございます。

それこそがまさに市民ファーストでやるべきことじゃないかと思っておりますけれども、その点いかがですか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

議員がおっしゃっておられる内容は大変よく理解できております。その上で、先ほど副市長のほうからお話がありましたように、その時々判断材料は変わってくるところもあるかと思うところです。今回、私どもがやっているところで、議員のお話は、お気持ちはよく分かりますが、税収とか固定資産税とかいうものについても、今度入ってくるころについては法人税の——法人税割のほうはちょっと分かりませんが、均等割額としましては1,750千円、こういう形で納められるんじゃないかと思っております。

固定資産税につきましては、工場の規模によりますけれども、工場の規模が大分大きいようでございますので、お隣の明治九州工場、こちらのほうまではいかなくても、少なくとも二、三千万円ぐらいは出てくるだろうかと思っております。

○9番（石橋義博君）

ちょっといいですか。質問の内容がちょっと——要は地元の土木建設業者のという話でございます。要はこの方々も、非常に日々厳しい現状の中で、ましてや災害等のときは一生懸命働いておられます。こういうのをそういう一民間企業に丸投げした上で、就業の場を奪うようなことであっていいのかという話をしているんですよ。そして、その方々が今まで税金も払ってきておる。そして、就業者もできるだけ地元であられるだろうと思っております。そういう方々のことを勘案して私は言っているわけでございます。

○議長（角田恵一君）

そのまま答弁をお願いします。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

おっしゃられている内容はよく理解できておりますので、それはそういうことだろうと思うところでございます。

○9番（石橋義博君）

話はまた進みますけれども、今まで周辺整備における工事費は大体幾らぐらいかかっているのか、お尋ねいたします。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

その前に、先ほどの質問のときに造成事業をやっているかという話でございましたけれども、それについてはやってございませんので——先ほど言われた……（「ああ、そういうことでしょう」と呼ぶ者あり）

それと、今まで幾らぐらい投資したのかということでございますが、投資的経費については323,000千円ほど既に使っておるところでございます。

○9番（石橋義博君）

それで、幾らぐらいで売却されるおつもりでしょうか。というのも、まだ——まあ、いいです。とりあえずお願いします。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

幾らぐらいで売却かという具体的な金額等については、現状のところでは出せておりません。予算規模でしたらば、了解をいただいているところであるんですけども、状態が変わってくれば、売却の面積等々、今までにかかった経費を、いわゆる公社の簿価価格に事務費等を加えた金額は最低でもいただかないと赤字になりますので、そういう形になってよいかと思っております。金額は今現在、定めておりません。

○9番（石橋義博君）

売却金額も決まっていないような案件が、売却先だけ決まっているというおかしな話もあっていいのかと私は思うわけですね。

くれぐれも激安で売却することのないようにやっていただきたいなど。誰にメリットがあるのか、私もよく分かりません。メリットがあるから先走って入れるのかなという、文書も踏まえて、電話等も踏まえて、そう思うわけでございますけれども、昨年度から私も、公立八女総合病院の件、また、最近では市庁舎の件でも当初、怪文書をいただいております。これについて詳しく話したいから聞いてほしいという電話もございます。こういうのが私のところに度々来るようでは迷惑でございます。

その点、もう一度聞きますけれども、市長のところには来ておりませんか。

○市長（三田村統之君）

正直申し上げまして、あまり問い合わせはございません。反対の手紙も数える——まあ一、

二枚あるのかと。むしろ、私が申し上げたら恐縮ですけれども、大変重要な時期でありますので、しっかり頑張ってくれという励ましの手紙のほうが多いのではないかと、そう思っております。

○9番（石橋義博君）

それは大変ですね。私もこの件で本当に眠れないぐらい電話がかかったり、私の携帯も知り合いにしか知らせていないのに、結構投書とか電話があるわけでございます。昨年でしたかね、市や公立病院に出入りされている警察関係者の方も、私に警察が協力を求めているという旨の話をされましたが、私はここら辺ぐらいから何かあっているのかなと、逆に知りたかったので、協力を承諾していろいろ逆に聞きたいなと思っておりましたけれども、それからなしのつぶてでございます。

なかなかこういう案件、非常に悩ましゅうございます。私も確信をつかんだわけではございませんので、これ以上お尋ねすることはできませんけれども、そこでちょっと問題点、こういう地権者等々で成就できなかった場合、聞くところによりますと、手付金、賠償金の40%は支払いが終わっていると。しかしながら、先般申されたように、二、三名の方々と話し合いができない、できていない状態であるということでございますけれども、こういうのにもし滞って長引いて成就できなかった場合、裁判等々という話は心配ないでしょうか。

○企業誘致課長（仁賀木大助君）

地権者の皆様方には、おっしゃいましたように前金としてお支払いをしております。成就できなかった場合の心配というところは当然でございます。ですが、それはないように努めていきたいと思っております。

○9番（石橋義博君）

曇りガラスの中で何があっているのか、私も興味津々ではございますけれども、いずれガラスも拭いていただく方も出てくるであろうと思っております。

さて、12月議会で市長は、工業団地等は今後、開発行為は行えない旨の発言をされました。もともと、ほかの地域の市民の方々にも地元活性のために工業団地の要望があると聞きますけれども、しかしながら、やるたびに疑惑の話が持ち上がるようでは困りますけれども、ほかに工業団地等々併せて具体的な策は何かありますか。

○市長（三田村統之君）

土地開発公社が買収して工業団地の造成をやるということについては、私の現在の気持ちとしては、これ以上土地開発公社で買い上げて企業誘致をするという考え方は現在のところございません。

ただ、今後、企業誘致の声はいろんな面から聞こえてきます。特に一つ、むしろ国際情勢がどうなるか分かりませんが、東南アジア、あるいはまた中国、アフリカ、こういう

国から日本の企業が撤退を始めております。じゃ、撤退をして、それで生産減量をしていいのかというと、企業もそんなわけにはいかない。我が国で企業誘致を、企業の進出を図って補っていかなきゃならない。そのためには土地が必要であり人が必要であろうと、こういう状況が出てくるのではないかという思いが今いたしております。

そういう面で、私は企業の誘致は率先して、行政として努力をしていきます。ただ、それがあくまでも民民の交渉を原則としてやっていただく。そして、行政が協力できる部分、例えば1つ申し上げると、河川の排水の問題ですとか、あるいはまた道路の問題ですとか、こういう問題で行政として支援しても問題ないことについては積極的に協力をしていく、現在はこういう考え方でおります。

したがって、企業誘致は引き続き努力をしていく決意でございますし、そういう状況も八女市内で徐々に出てくるのではないかと考えております。

○9番（石橋義博君）

海外に目を向けられてグローバルに考えられるのは結構ですけれども、先般申しましたように、地場産をいかに育てるか、そしてなじみのある企業に帰ってこれるような、また地方ならではの田舎に住みたいと、田舎で仕事をしたいという方々もおられますでしょう。Iターン、Uターンが定住促進できるように、あんまり先のことよりも、足元でしっかりと対応していただきたいと。そのためにも工業団地等は、もし条件を整えば備えておく必要はあるのかなと私は思っております。

もうすぐ6万人を切るような状況でございます。なかなか若者も帰ってきていただけません。そんな中で、市長は市庁舎や公立病院など市民に負担のかかる箱物には十分興味を持っておられますけれども、市民の生活に大事なインフラや経済対策、特に経済対策の具体的な策、そういうことを申されましたけれども、もっともっと具体的に足元の明るい話をしていただきたいと思っております。

今や本当に農林漁業は大変な状態にありますし、飲食業もこの3か月、全滅状態です。伝統産業も長きにわたって苦しい状況は続いております。市長は人口減少は世の中の流れだからと言い切られます。私は世の中に身を任せたような思考では八女市発展につながらないと思いますけど、その点いかがですか、市長。

○市長（三田村統之君）

人口減少については、全国各基礎自治体はもとより多くの関係者の皆さん方の重大な課題であります。しかも、将来を見据えた中で、その厳しさというのを実感しているのが、私たちも含めて全国の地方自治体ではないかと思っております。

したがって、どういう形で1人でも、10人でも、20人でも雇用を確保し、このふるさとに定着をする環境づくりをつくっていくかが大きな課題でございました。その基盤づくりを今、

私どもはやらせていただいているところでございます。

御承知のとおり、第4次八女市総合計画が今年度で終結をいたします。これから次の5年に向けた八女市の総合計画を策定しなければなりません。厳しい面もあろうけれども、私どもは積極的な総合計画を作成して挑戦をしていきたいと。職員全員で協力していきたい、そしてまた、各種団体の皆さん方、企業の皆さん方の御協力もいただきながら、総括的に市民全員ですばらしい恵みの多いふるさとを守っていく。子どもたちに八女市に残りたいと、そういう思いをできる環境づくりをこれから私どもはその基盤づくりをしていく、極めて重要な時期に差しかかっているところでございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○9番（石橋義博君）

時間がございません。もっともっと私は話をして質問をしていきたいと思っておりましたけれども、今こそ輝かしい時代の八女のブランド再生に尽力をして、さらに新しい時代にマッチした事業も取り入れながら、高齢化に対応する医療にも積極的に関わりながら、もっともっと経済的には突っ込んだ考えを持つべきだと私は思っております。市長も常日頃こつこつと健全な市運営に努めてきたと申されております。しかしながら、現在進行中の市庁舎や声高に言われる公立病院の新築移転等々をやれば、数百億円も費やせば今までの努力は水の泡ではないかと心配しております。これについては時間がございませんので、質問しません。

既に病院等も10年近く赤字、医者の流出も止められない。公立病院新築移転、また次々と増額される新庁舎に伴う土地買収等々、本当にいろいろ私も困惑しております。そんな中でコロナに冷え切った八女市、私はこの八女市民を救済する手だてを経済対策を優先的に考えていただきたいと思うところでございます。

本当に時間がございませんので、私も9月で辞したいと、議員を辞すというところでございますので、次回、もう一回だけ聞きたいと思っておりますけれども、本当に繰り返しになりますけれども、コロナがなくても疲弊している八女市、今後もっと具体的かつ積極的に経済対策、雇用対策に取り組むべきと。今のようなきな臭い話があってはならんと思っておりますし、もっと発展的、かつすばらしい八女市の未来を語りたいと思っております。その答えを市長に聞く時間もございません。

最後に、再度お聞きいたしますけれども、工業団地の整備造成工事は事業者によられると、土地の横流しはやめないと。この地で活躍の場を求めている方々に公平な土地は分配しないというわけでございましょうけれども、これに対しては答弁をいただく時間もございません。本当に市民ファーストでやっていただきたいと。最後に、八女市は私も再三再四求めている、繰り返しになりますけれども、経済活性、復興に向けて取り組む努力をして、そして人口減

少に歯止めをかけ、老若男女、全ての市民が豊かで輝かしい未来の夢を見れる曇りのない社会づくりをお願いして終わりたいと思いますけれども、引き続きこのようなきな臭い話が私のところに舞い込むことがあれば、徹底して解明に向けて努力し、協力を求められるところには協力をしながら、残された議員活動の一環として市民の皆さんのためにも解明に向けて取り組み、他方、先般申しましたとおり、八女市発展に心血を注いでまいりたいと思っております。

どうぞ市長におかれましてもしっかりと健康に留意され、市民のために御尽力を賜りますようお願いして終わります。

以上です。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（角田恵一君）

静粛にお願いします。

9番石橋義博議員の質問を終わります。

午後1時25分まで休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き午後的一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

しばらくの間お付き合いよろしく申し上げます。

まず第1点目に、コロナ対策について質問を行います。

ロンドン時事通信社の報道によりますと、23か国、地域の人々を対象にそれぞれの指導者の新型コロナウイルス対応の評価を尋ねた国際比較調査で日本が最下位となった。調査はシンガポールのブラックボックス・リサーチとフランスのトルーナが共同で実施。政治、経済、地域社会、メディアの4分野でそれぞれの指導者の評価を指数化した。日本は全4分野のいずれも最下位で総合指数も最低だったという報道が行われております。

また、作家北原みのり氏が週刊朝日で新型コロナウイルス感染拡大をめぐる日本と諸外国の対応の差についてということで次のように述べております。

パリに暮らすライターの中島さおりさんが、現在のフランスの状況を寄稿してくれた。そこにこんな文章がある。「疫病は戦争とは違い、国家が、（略）人間の命を救おうとしている」、この一文を読み、日本にいたらこうは思えない。なぜなら私の今の気分は全く逆なのだ。「疫病は戦争と同じで、国家に殺される」。フランス政府は感染拡大を防ぐために強制的に外出を禁止し、同時に全てのフランス人の収入源を確保すると約束している。医療崩壊

寸前のフランスの今は決して楽観できる状況ではないが、それでも最善を尽くそうとする政府の姿勢が国民に伝わっているのだ。

私は昨年11月に大阪の百貨店にお店を出した。ところが1月から、ぱったりと客足が途絶えた。増税に加えての疫病の影響は死活問題だ。「自粛しろ」という声は上のほうから聞こえるが、「あとは自己責任で」と放り出されているようなものだ。

当然スタッフの就業時間を大幅に削らざるを得ず、雇用調整助成金を申請する準備をしているのだけど、友人に聞くと、「書類を提出してから審査に2か月かかると言われたよー！」とのこと。ちなみにニュージーランドでは、経営者が助成金を申請すると緊急性を配慮し2日後にお金が振り込まれるという。コロナが見せる日本の底。私はオリンピックのために税金を払ってきたのではない。安心して生きるために税金を払っている。

これは抜粋ですけれども、このように述べております。現在の日本の状況をよく表していると思っております。

2番目に、学校給食での地産地消の取組の現状と課題について質問を行います。

詳細につきましては質問席にてお伺いしますので、よろしく願いをいたします。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、コロナ対策についてでございます。

特別定額給付金、がんばるバイ八女応援金、その他のコロナ対策支援交付金等の申請についてでございます。

申請状況につきましては掲載している資料のとおりでございます。

次に、コロナ感染症の影響で収入が減少した被保険者に関わる国保税、介護保険料の減免についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した世帯の国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては、市が行った減免額に対する国の財政支援基準が示されておりますので、この基準に沿って減免を行います。

次に、コロナに感染、または感染が疑われる場合の国保の傷病手当についてでございます。

新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる場合の国保の傷病手当金の支給につきましては、5月の臨時会において条例改正の議決をいただき、制度化したところでございます。

次に、学校給食についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

2、学校給食について。

学校給食での地産地消の取組の現状と課題についてのお尋ねでございます。

学校給食での地産地消の取組につきましては、毎月1回の地産地消の日に地元の食材を学校給食で使用しています。そこで使用した地元の食材については、児童生徒に紹介するとともに、地元の食材のよさについて指導するようにしております。その他の日もできる限り地元産食材を納品するように業者をお願いをしているところでございます。

しかしながら、地元産食材は限られており、給食に対応できる食材や量を確保できるかが今後の課題となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず、コロナ対策についてお伺いをいたします。

この前、財政の本を見ておりましたら、法律の世界ではまず国が一番先に来るそうです。そして、国が政といいましょうか、政治を行うわけですけれども、国土全体に当然隙間なく全部になかなか国家が政治を全て行うことは不可能ということで都道府県をつくり、市町村を設置して、役割分担を決めて、国民の隅々まで政治が行き渡るようにしているんだということでした。例えば、一番身近な保育所やら小中学校は市町村がやってください。高校は県の責任でやってください。国は大学を面倒見ます。あるいは市町村は消防をやってください。県は警察をやってください。国は自衛隊を次に持ってみます。大枠ではありますけれども、役割分担を決めて責任を分かち合い、隅々まで行き渡るようにやっているということでした。

当然、仕事をやっていただくためには予算が必要ですので、それにつれて国がそれに不自由しないように予算をつけるというのが政治の世界といいましょうか、法律の世界じゃ、そうなっているそうです。それが私は本当かどうか分かりませんが、そのように書いてありました。

そういう点からしますと、今度のコロナ対策はまさに国家的事業だろうと思います。外国との関係、入国とか水際作戦、これは一つの市町村ではどうにもなることではありません。まさにこれは国家が責任を持って当然やるべき事業だと私は思っております。そして、それが水際で防ぎ切らなかった。当然、次の段階に移りますけれども、これは市町村ではなく、やっぱり広域的に今度は県が次の段階で出てきて、いわゆる保健所ですけれども、保健所は広域的にその地域の対策を取るというのが大体の大枠の流れなのかなと私は理解をしております。

しかしながら、現状を見ますと、どうも無駄という感じでどんどん削減が行われて、保健所は大方半分近くまで削減されて、人員も削減されているといったところに、今回のコロナが出てきて右往左往しているというのが現状なのかなと私は理解をしております。

病院関係もお医者さんが足りないこと、あるいはこれは国の施策でそうなって、先般は名指ししてまで病院の統廃合ということまで言われております。

ですから、そういう格好で国の指導に基づいてやってきたことが完全に裏目に出てしまったというのが私は今の現状かなと思っております。ですから、当然、先ほど言いますように、自粛と、いわゆる補償はワンセットでないといかんのやないか。自粛だけするといっても、そんなら生活はどうするんだと、必ず出てくるわけです。だけん、先ほど言いますように、諸外国では強制的でも休業させたら、その代わり全部国家が見ますよということであれば、安心して休めるわけです。そういう流れがどうも諸外国とは若干違う。自粛、自粛と言って、なら、自分の判断でいいのかというわけではなく、自粛と言いながら、ほとんど強制ですよ。営業しとったら、何かおかしなふうに言われてしまうという状況ですので、事実上、これは強制だろうと思っております。

そういう状況ですので、当然これは国ですけれども、国のことをここで幾ら言っても始まりませんので、八女市で取るべき対策に限定してお尋ねをします。

ですから、100千円、これも資料を出していただきましたけれども、約2万5,000世帯、それが6月7日時点で2万3,654件、率にしますと、約95%ということになるようですので、ほぼ行きわたっているのかなと思っております。しかし、せっかくですので、これは100%を目指してやらなければならないと思っております。

いろんなところでいろんな問題が起きておりますけれども、八女市の場合、混乱なくスムーズに的確に事務が滞りなくいったのか。あるいは滞ったとするなら、どういうところが問題があったのか。これは今後のこともありますので、的確な反省も必要かと思えます。それで、正直に問題があったとするなら、どういうところに問題があったのか、もしあれば、お聞かせ願いたいと思えます。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回の特別定額給付金につきましてですけれども、何か問題がなかったかということでございますが、今回の給付金につきましては、森議員おっしゃるように95%、ほとんど申請が終わっているところでございまして、八女市については今回取組が早く進んだんじゃないかなということだと思います。職員一丸となって今回の給付をいち早く届けるという目標で取組を進めました。

問題点としましては、これといって問題というのはなかったかなということだと思います。国の報道にありますように、オンラインの申請であったりとか、そういったやつが世帯主でない方が申請されたりとか、何回も申請をされて、二、三回同じ方の申請があったりとか、そういう申請があったことに対して細かくチェックをする必要はございましたから、チェックにかなりの時間を要した、その点は国の報道があつておりでございまして、

八女市が特段何か問題を抱えたとかトラブルが起こったとか、そういうことは特にございませんでした。

以上です。

○17番（森 茂生君）

職員の方は相当頑張ってくださいまして評価できると私は思っております。しかし、これは欲を言えばの話ですけれども、1つ全国的に言われているのが、例えば、要らない人はチェックをしてくださいという項目が設けてあったわけです。そいけん、京都市の場合、丸をつけてもバツをつけてもチェックをしても辞退扱いになるという事態が生まれて、相当批判を受けているようです。それで、よそではチェックしているところをわざわざ今度確認して、本当に受け取らないんですかというところまでしている自治体が相当あったみたいです。

そこで、このひな形ですね。いろいろ2種類か3種類あったみたいですけれども、国のとりにしなければならなかったのか。私の知ったところによりますと、例えば、勘違いを防止するために、要らないという欄そのものをなくしたところもあります。チェックどころか、勘違い防止するために、希望する、不要と書き換えたところもあるようです。そして、チェック欄そのものをなくしたところもあります。そして、いろんな手だてを考えて間違いないように作り替えて出したところが実際あるんです。そういうところまでされたのか、それとも国のひな形どりにやったのか、そこら辺をお尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

森議員おっしゃるように、国のひな形は示されておりましたけれども、今回、八女市につきましてはチェック欄を2か所設けまして、給付を希望する、もしくは希望しないという欄を2つ設けました。どちらかにチェックをしてくださいということで、チェックがない場合は当然希望されるということで給付にしたわけですけれども、国が示したのは希望しない方にはチェックをしてくださいということで誤りが非常に多かったということでございますけれども、八女市としましては、そういう誤りを防止するために、希望する欄と希望しない欄ということで2か所いずれかにチェックするような方式を取らせていただきました。

以上です。

○17番（森 茂生君）

これは多摩市ですけれども、最初から要りますという行に丸をつけて出しとるところもあります。そいけん、要らない場合は斜線を引いてくださいとかですね。不要の場合、辞退と書いてください。わざわざ漢字で辞退すると書いてください。わざわざ不要チェックだけやなし、ハードルを高くして、間違いをなくすための手だてを取ったところが結構あるみたいです。これは必ずしもひな形どりにやれということじゃないみたいですので、今後、もし、

あったら、内部で間違いが起こりやすいと思ったら、やっぱり八女市独自で、例えば、この欄は要らんとやなかで省いてもいいと思うんですよ。そいけん、ぜひ今後あった場合はそこまで踏み込んでいただきたいと思ったところです。

いろいろ言いよったら切りがありませんけれども、例えば、熊本市の場合、生活保護者、これは市自身がほとんど把握しているわけですよ。それで、希望を確認するだけで申請書は要りません。これが結構あったみたいですよ。八女市の場合、そういう検討をしたのかどうか、それだけをお伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

生活保護受給者の方の申請書につきましては、とにかく急いだという面もあって、申請書を出さないということは特に考えませんでした。申請書を出していただいたという結論になります。

○17番（森 茂生君）

これははっきり把握しているわけですよ。ほぼ間違いなく。ですから、わざわざそういう手間を省いたというところもありますので、ぜひ今後のことですけれども、省けるものなら省いてやっていただきたいと私は思っていますので、よろしくお願いします。

それから、問題は一人も漏れなくこれを給付することが後の仕事かなと思っております。一人も漏れなくではなく、1人に二重に払ったところも相当あるようです。中には210,000千円とか160,000千円余分に二重に払ったという自治体もあるようですけれども、これは間違いは間違いとして今さら言っても始まりませんので、後、漏れなくするために、1つ心配されるのが外国の方が漏れる可能性があるのかなという気がします。外国の方の住民基本台帳に4月27日付で登録されている方は受給資格があるわけです。それは把握されて、現実的にどれくらい外国の方に今支給が行き届いているのか、お伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明します。

外国人登録者の方についても多数の方から申請をいただいておりますが、今どれだけの方が申請があっていないかということの数までは正確には把握しておりません。申請があっていらっしやらない方のリストを1回打ち出して内容を確認しましたところ、外国人登録者の方もいらっしやいましたので、今後は漏れがないように様々な周知方法等で申請をしていただくように周知したいと思っています。

○17番（森 茂生君）

せっかくですので、一人も漏れなくよろしくお願いしますと思います。

それから、ほとんどはペーパーで周知したり、インターネットですけれども、インターネットの場合、八女市を見ると、通常のインターネットの広報の仕方かなと思っています。

所によっては外国人に分かるように、全部ルビを振ってほとんど平仮名で大きく外国の方もいいですよということで流している自治体も結構ありました。それで、この周知の方法も今の時代ですので、特に外国の方は周知そのものが難しい面もありますので、そういう趣向も凝らしていただきたいと思います。何といたしましょうかね。ほかの制度もですけども、末端まで隅々まで周知するというのは至難の業なんですよ。口では簡単に言いますが、チラシなりインターネットなりと言っても、必ずこれは漏れというのが生じる、100%はなかなか難しいということですので、周知の方法もまた考えられて最後の一人までぜひ支給が行き届くように今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、オンライン申請のほうでかなり問題があったわけですけども、八女市の場合、オンライン申請、いつかの話では結果的に12%とかなんとかという話——いや、かなり少なかったと思っていますけれども、オンライン申請は何名ぐらいいらっしゃいましたか。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

現在申請が2万3,654件ということで申し上げておりますけれども、そのうちのオンライン申請が393件ということで、率にしてその数字の1.7%ほどということになります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

実は昨日かおとといの新聞ですけども、オンライン申請で銀行とひもづけがなかったからなかなかうまくいかなかったんだということで、今、国会中に強制的にオンラインに銀行口座をひもづけするという法案を出すという報道を私は見ましたけれども、たとえそれがスムーズにいったとしても、マイナンバーが普及しているのが1割5分ぐらいですので、それが全部ぱっといったとしても、あと85%は当然今のような状況でやらなければなりませんので、それが理由にはならないと思います。これをきっかけに銀行口座とひもづけをしようというのが法案に出されたとは私は聞きましたけれども、いいんですけども、そうなってくると、いよいよ今度は問題が起きてくるのかなと私は逆に心配をするわけです。

これもちょっと話題がそれですけども、情報漏えいが非常に心配されます。昨年度が134の機関で279件の情報漏えいがあります。これは平成30年度ですけども、弘前市では総務課の職員さんが2,700件の職員情報を持って外に漏らしたということで、この人は懲戒免職になっております。それと、国税局が240万件マイナンバー漏えい事件ということで報道されております。契約で再委託はできるけれども、契約でできませんよとなつた場合、しちゃでけんそうです。しかし、それを安易にやってしまった場合、それは情報漏えいになるそうです。再委託してだめですよというのに、再委託しとった場合、これは情報漏えいに

なるそうです。それが240万件。もう一つは、年金機構が中国企業に再委託しとった。これも報道されております。

それでもう一つ、今、雇用調整助成金というのがずっとやられておりますけれども、これも何度もオンライン停止になって、復旧したかと思うと、またその日のうちに情報漏れが発生した、同じIDを幾つか出しとるわけです。それで、誰でも申請しとる人の住所が見られるようになったということで、それがまた2回目すぐ中止になっているようです。

ついでに言いますけれども……

○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。質問の趣旨について今回通告された分について沿って質問をお願いしたいと思います。

○17番（森 茂生君） 続

愛知県の場合、コロナウイルス感染情報が漏れて396人、一人頭40千円の賠償金、愛知県です。氏名が掲載されなかった人が94人、1人当たり20千円の賠償金を支払っています。愛知県。今度の関係で。名前を出しちゃでけんとを職員さんが間違うてインターネットに流したということで、これはいつ、どこでも起き得ることなんですよ。ですから、マイナンバーに限らず、よっぽど用心してかからないと、特にコロナウイルスなんかはプライバシーに徹底的に問題になってきますので、ぜひその情報漏えいだけはしかと気をつけていただきたいと思っております。

元に戻りますけれども、がんばるバイ八女応援金が約3,500件ということでしたけれども、2,454件、これがいただいた資料に載っています。率にしますと約70%ですかね。あと30%といますけれども、申請書が市より届くと勘違いされている方が結構何人もありました。まだ届かんと言わっしゃるから、自分でせやんとですよとか言ったこともあります。あるいは損益計算書まで何でつけやんとですかとかというのがあります。所得ではなく、総収入だけを書いていなかったの、1回目は拒否されたという場合もあるようです。例えば、ピアノ演奏をして回るような、いわゆるフリーランスの方が税務署の指導では雑所得で申告してくださいと言われとったけれども、実際は申請に行ったら、雑所得じゃだめですよ、事業所得ですよと言われた人もいと聞きました。

そういう点、八女市ではどう扱っておられるのか、お伺いしますし、今までのいろんな若干問題があった例などをお知らせいただきたいと思います。

○商工振興課長（山口幸彦君）

御説明申し上げます。

がんばるバイ八女応援金につきましては、添付書類に確定申告の今年された分の書類でありますとか、現状の運営形態が分かるような書類をお願いしておりますので、その中を見ま

すと、例えば、去年の分の確定申告の中身で営業収入で申告をされているという方につきましては、ほぼほぼそういった経済活動の中で出されているんですけど、先ほど議員が申されました雑所得、この分につきまして今まで事例はございません。今言われた分については国の持続化給付金の在り方でその辺の話が出てきたと思いますけど、現在のがんばるバイ八女応援金の中ではそういった部分は出てきていません。

ただ、不動産収入というのがあります。いろんな考え方がございまして、不動産の中で大家とたな子の関係に間に不動産会社を入れていらっしゃるという形になりますと、大家さんについては経済活動をされているとは直接見えなくて、間の不動産会社が今回の事業者として認定できるんじゃないかというところのお話をさせていただいたり、またはそうじゃなくても、大家、たな子の中で自分がやっているという部分につきましてのお話なんかを实际的に申し上げますと、現地のほうに赴かせていただいてお話を伺って、その中で意見を聴取して認定をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

これもせつかくですので、漏れはないほうがいいわけですがけれども、当初約3,500件と言われていましたけれども、それからすると、あと約1,000件ぐらいが残っている計算になります。商工会とか商工会議所に入っておられる方は間違いなくそちらのほうから行くから、漏れは恐らくほとんど生じないと思っていますけれども、今はやりのフリーランスの方が漏れる可能性が一番多いのかなと私も思っています。

それで、いかにしてそういう人たちにつなげるかですね。実際、私もおたくは該当すつとやないですかと言ったら、私でんですかという人が実際おられるんですよ。それで、恐らく該当すると思います、聞いてんですかとか言ったんですけども、末端まで完全に行き着いていないというのが実感です。

それで、今後残る1,000件はどう周知をされて、せつかくですので、漏れなく申請、これは申請しないことには払うわけにいきませんので、申請をなるべく残らずしていただくための手だて、当然取ってありましようけれども、あと残る1,000件にどう届けるか、これを再度どう周知をされるのか、お伺いします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

今後の周知のやり方につきましては、従来の八女市の広報周知をプラス、それにFM八女での放送、または商工会議所、商工会さんへのいろんな相談の場面で周知をしていただきたいという分をお願いしております。さらにプラスをしまして考えている部分としましては、今後、本議会の中でも補正予算をお願いしておりますけど、農林漁業者への同じような制度も始まりますので、それと抱き合わせたような制度の周知をさせていただければと思います。

し、今現在、受付をやっている最中ではございまして、例えば、持ってこられる方、持参される方のお話を伺いますと、一人親方の方が多いんですけど、現場でそういう話になっていると。どういうことやろうかということで聞いたら、こういうがんばるバイ八女応援金という制度があるというのを聞かれて申請をされている方も多いと認識をしておりますので、そういった口コミといった部分をさせていただければと思いますし、あわせて、順次給付をさせていただいておりますので、給付された方からお知り合いの方にそういった部分を周知していただくという波状効果を求めてやらせていただければと考えていますので、よろしく願いいたします。

○17番（森 茂生君）

本当御苦労様です。

次に、いわゆる国の制度、持続化給付金、あるいは雇用調整助成金、これが国の助成としては大きいものですが、これは国の事業と言ってしまうまでも、例えば、うきは市では、商工会ではうきは市の支援の下に事業者皆様に対する経営、金融、給付金に関する相談を1か所で対応できるワンストップ窓口をつくって対応しています。こういう市独自の雇用調整助成金、あるいは持続化給付金の申請の窓口になってやっているところも相当あるようです。これについてどういう考えでおられるのか、お尋ねします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

まず、持続化給付金の申請についてです。

議員御指摘のとおり、持続化給付金につきましては国が直接の実施者となっておりますので、市町村に事務は下りてきておりません。ただ、申請の方法がネットからの申請をメインに考えられております関係上、ネット環境がない方、そういった機械類が苦手な方、そういった部分の対応できない方が出てくるんじゃないかというのは制度の創設時から私どもとしても危惧しておりました。そういう中で八女商工会議所を通じて国のほうから、そういう環境にない方、またはそういう機器の取扱いに慣れていない方のための申請のサポートセンターを八女地区に開きたいという御相談がございましたので、5月28日からお隣の立花町の担い手センターのほうで申請サポートセンターを開設していただけるという状況でございますので、それに従って事務を進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

その担い手センターというんですかね、そこでこれはもらってきたんですけど、私も実際行ってきました。状況はどうですかとお尋ねしたら、1日6名から7名の方が来てもらっていますということで、60歳以上の方でなかなかパソコンとか使えない人がほとんど来てもらっていますということです。

国は国として一生懸命やっていたらというのとは分かりますけれども、例えば、持続化給付金に該当するのは、今度は県のこれに似たのがあると思います。これは50%減ですかね。例えば、後で言いますが、所得が50%減すれば、国保の減免もその対象者になると理解しております。それで、これが1つつながると、全部につながっていくわけなんです。ですから、一つ一つバラバラではなく、聞くのは、窓口をきちっと設けとって、それからやらないと、恐らくこの持続化給付金ならこれだけに終わってしまう可能性があります。そいけん、さっき言いましたように、こういう人たちは介護保険とも連動する国保等の減免、あるいは税の減免とも連動、あるいは県のこういう似たような制度ともつながっているわけですので、ここら辺のつながりを漏れなく手続をしてその人に支給できるようにする手だてが非常に重要でもあるし、難しいと私は思っております。しかし、ここら辺のところは何かいい方法はないものか、いい手だてはないものか。八女市が独自にこういうところを開設すれば、独自にされますけれども、この国がしるところにこれも言うてください、これもチラシを配ってくださいというのはとても言えるような状況ではないのかなという気がしましたので、その連携をどうするかが漏れなくするための一つの手だて、ポイントと私は理解をしていますけれども、ここら辺の手だては何か取れませんか。私も分かりません。よそでするように、大きな窓口をつくって、そこにとにかく来ていただいて、専門家があっち行け、こっち行け、全部采配するような手だて、それを一人残らずやっていただく。そうしないと、今度は税の滞納という問題で来年度がばっと今度は来る可能性があるわけです。できるだけこういうのは利用していただかないと、来年度、今度は税収のほうのがたんと落ち込むというのが心配されますので、これはどなたにお尋ねしていいか分かりませんが、そういう大きな視点に立って漏れなくそういう制度を利用していただく手だては何か、窓口はどなたですかね。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

八女市においては以前もお話ししましたが、文化会館内において新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口という形をつくっております。そして、この一覧表のほうも既に全戸配布と関係課には置いておりますが、一応それぞれこういうメニューがあって、この窓口ですよということをうちの相談窓口でもいろいろ問合せがあったときにはお伝えをしております。

国、県とか、それぞれ別の機関で手続するものに関しては、やはりその窓口ですということではできませんので、一応そういった御案内をしながら漏れがないように、それから、役所内でも、文化会館内ではなくて、例えば、税務課ですと、国保であつたらうちの課のほうと、変わる場合も当然ございますので、そこは丁寧に案内をしながら、できる限りきちっ

と皆さんに制度をお伝えして利用していただきたいと思っていますところでは。

以上です。

○17番（森 茂生君）

私が1つ思っていますのは、県との関係が一番やりやすいのかなと思っています。県に行って、そういう関係の人はぜひ、例えば、八女市の国保の減免も受けられますよとかなんとか、逆に言うて、こちらの受付で県のほうにつなぐ、これは割かし簡単にできるのかなと思っています。それがきちっといけば、少しでも漏れは少なくなると思っています。知恵を練ってぜひなるだけ多くの方に、こういう支援が本になるようにいっぱいありますので、とてもあれをみんな読んでからする人は恐らくあんまりいらっしやらないんじゃないかと気がしますので、こちらがこういうのは該当するんじゃないですかとメニューを差し出してやらないと、たどり着けない部分が相当あるような気がしてなりませんので、そこら辺の配慮はよろしくお願ひしたいと思います。

国保、あるいは介護保険の減免の問題ですけれども、これも先ほど言いますように、半分ですかね、50%以上収入が減った場合、いろんな減免が受けられる。単純に言ってしまえば、所得が3,000千円未満ぐらいであれば、相当減れば全部減免、これは大枠ですけど、細かい基準がいっぱいありますので、一々言いませんけれども、一定下がれば、全て減免ということまで来ています。ですから、例えば、自営業の方、飲食業の方、これは国保が結構多いと思っていますので、そういうところに漏れなく国保の減免もできますよ、介護保険の保険料もできますよ。これだけじゃなく、年金も簡単に減免できるんですね。私見たら、年金もできるですよ。簡単に年金の場合はできるようになっています。

ですから、いろんなところとつながっているんですよ。それで、そういうのを全て漏れなく適用する、これが極めて大切と思っていますので、ぜひそうやっていただきたいと思っています。

国保の場合、まず具体的にどうされるつもりですか。これも申請です。申請がないことには減免しようがありません。具体的に皆さんにどのように周知されるつもりか、お伺ひします。

○健康推進課長（坂田智子君）

国保の減免につきましては、7月中旬ぐらいが今年度の課税というか、納付書発送ということになりますので、その際に全世帯に今回の新型コロナウイルス感染症の影響による減免がこういった方に対象となります、こういった内容で申請してくださいということを書いたチラシを作って全員の方に入れていく予定にしております。

減免の基準については幾つか要件がございますが、世帯主の方が前年に比べて10分の3以上減収の見込みであることとか、全体の額が幾ら以下とかという幾つかの条件がございます。

そして、議員おっしゃられるように、3,000千円以下の方であれば、そういった条件に合致すれば、全額の減免という内容と。それと、あとはそれぞれ世帯主の合計所得によって減免の率は変わってくるような状況でございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

これはよその例ですけれども、そういうチラシでもし本人が、ああ、うちは該当するかなということになれば、こうなっています。まず電話で御連絡くださいとなっています、直接行かずに。そして、いろいろ状況を聞いて、減免申請書と返信用封筒を自宅に送付しますとここではありません。よそではそれに基づいて申請をしてくださいよということです。そして、こういう記入例とか太々とインターネットで申請用紙が流れています。八女市の場合、見てもまだ流れていませんので、こういうのを一つ一つ積み上げていただきたいと思うわけです。これもなかなかこういうのを見て皆さんが理解して申請書までたどり着く人は私は少ないような気がします。私も会う人ごと言っていますけれども、なかなかとても私がちらっと言うぐらいじゃ、周知が周知したになりませんので、何らかの格好でも一人残らずしてもらわないと。特にこれは全額国が面倒を見てくれると理解していますけど、それでよろしいですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

財源については国が見てくれるということになっております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

それでなお八女市からの持ち出しもありませんので、なるだけしていただいて、税の滞納が一番多いのは、半分近くは国保税ですので、これをほったらかせば、必ず来年度大きな滞納にはね返ってきます。ですから、ここでそういう人たちに対して全て漏れなくそういう減免申請を行き詰まった方はしていただいて、そうすると、国が全部持ちますので、八女市にとっても非常に助かるわけです。ぜひこれを今後もやっていただきたいと思っています。担当課だけではなく、それはどちらの部長か知りませんが、ぜひ高いところからそういうのがきちっと行き渡るように指導をぜひお願いしますよ。決意のほどをお伺いします。

○健康福祉部長（松尾一秋君）

今回減免の通知につきましては、申請を窓口に来なくてもいいように郵送でもできるように十分配慮しなさいと、ウイルスの関係もございますからですね。そういうことも来ておりますので、しっかりと今回手続は全員に行き届くように丁寧な御説明をしながら申請していただくようきちんとやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○17番（森 茂生君）

すみません。時間がかかり過ぎてきました。

もう一点、傷病手当、1点だけお伺いします。この傷病手当、この前もお伺いしましたけれども、対象者が給料をもらっている人となっているようです。その中に、例えば、白色、あるいは青色専従者、これは該当するかしらないか、お尋ねします。

○健康推進課長（坂田智子君）

白色、青色の専従者が該当するというので国のほうからも来ておりますので、そのように取り扱っていきたいと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ひとつ漏れなくこれもよろしくお願ひします。こういうのを周知していないと、休まずに無理して出勤したりされますので、こういうのがあります、ぜひこういう方は出歩かずに家でゆっくり休んでくださいということも合わせて周知をお願いしたいと思います。

最後に、時間が少なくなってきましたけれども、学校給食の関係をお伺いします。

この前、不発といいましょうか、途中で煮え切らずに終わってしまいましたので、時間があまりなくなりましたので、多くはお尋ねできませんけれども、地場産使用割合5.99%、県産使用割合20.75%、この前数字を出していただいたのがここにありますがけれども、この数字で間違いありませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

間違いございません。

○17番（森 茂生君）

それで、私が一番言いたいのは、いろいろ言いません、地場産使用割合に限って言いますが、地場産使用割合、全国平均で26.9%です。目標が30%になっています。これは国の食育課調べということでなっています。八女市の場合、先ほど言いますように、5.99%です。異常に低いです。農業の市でありながら、異常に低い。これはほかの国内産使用割合、ほかのも一緒ですけども、異常に低いです。食育基本法に基づいてちゃんとやりなさいと位置づけられているわけですけども、まず1点だけお伺いしますけれども、これは農業振興課ですかね。推進計画をしなければならないとなっているはずですが、食育基本法で地方公共団体の責務ということで、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっています。しなければならないとなっています。いわゆる食育計画、県のほうも食育・地産地消推進計画というのが出ています。平成30年から5年間ということで出ています。八女市の場合、どうなっていますか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

食育基本法第10条に基づくものにつきましては、八女市食料・農業・農村基本計画のほうを策定しております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

それは平成25年から平成30年まででしょう。新しいのはできていますか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

10年計画で平成32年——令和2年ですね、今年が最終年度ということで10年間の計画をもって食料・農業・農村基本計画のほうを策定しております。

今、九大の先生及び審議委員の皆さんにアドバイスをいただき、策定の推進のほうを努めてきております。その中で次回の見直しに向けて現在協議を進めているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

これは国のホームページから八女市も載っています。八女市の推進計画、平成25年から平成30年度で止まっているんです。筑後市の場合は平成30年から平成34年度が出ています。国に出ていますけれども、平成30年度で八女市は止まっています。ですから、今つくっているんですか。

○健康推進課長（坂田智子君）

食育計画については健康推進課が所管になっておりますので、それについてはおっしゃるとおり、平成30年度で終了しておりますので、今年度作成ということで今準備を進めているところです。

以上です。

○17番（森 茂生君）

県のほうも既に平成30年から平成35年度を出しています。その中に数値目標まで出しているわけです。以前は数値目標まで出ていなかったんですけども、数値目標まで出して、地産地消、そして、食育、そして、給食関係に地場産をどいしこ使いなさいという目標まできちっと出してやっているわけです。

もう時間がありませんので、最後に、教育長の食育に対する考えをお伺いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

食育は学校の中でやっていく上で子どもたちの成長にはとても大切なところだろうと思っています。随分前から各学校で食育についての計画をきちっと立てて、それに基づいて学校

給食以外でも食育の推進をしているところがございます。弁当の日をつくったり、様々なところでやっているところですよ。

地場産のものの使用につきましては、先ほど御指摘のように、八女市はまだ5.99%ということで低うございますが、様々な場面で地場産を使っていけるようにこれからも努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

教育委員会の自己点検評価の概要ということで、毎年総務文教委員会にだけかどうか知りませんが、自己点検評価報告をされています。今立派なことを言われましたけれども、これを見ました。平成26年度、健やかな体の食育ということで、体育、健康に関する指導の充実、学校・家庭・地域連携による食育の推進ということで、食育については八女市の食育推進計画に示される計画や児童が作る弁当の日を実施する学校、地産地消、地元食材の紹介など学校での食育の充実が見られたということでした。そして、次年度の課題として、家庭での食育推進の指導、支援を行うと、自己評価ですので、どのように評価されようが、これは教育委員会内部のことですので、いろいろ言いませんけれども、平成27年度は題目がありますけれども、そういうのが一切消えています。平成28年度も題目だけはありますけれども、消えています。教育長は平成30年度に就任されましたかね、平成30年度になると、題目すら消えているんですよ。健やかな体の育成ということで、体育、健康に関する指導の充実で止まっています。それまでは学校・家庭・地域連携による食育の推進ということで題目に載ったんですよ。平成30年度はそれすら消えているんです。そして、平成31年度もありません。

ですから、実際こういうところに、こう言っちゃ失礼ですけども、口ではよく言えますけれども、こういうところに出てくるんですよ。私はそう思います。手抜きと言っちゃ失礼なんですけれども、重点の比率が低くなっているのかなという気がします。こういうのもきちっと今まで評価されてあったわけですので、題目すら消えています。題目を設けてもらってきちっと自己評価なり自己点検やっていたかかないと、さっきのように、そういうのが結局は数字として出てくるような気がしてなりません。

ですから、八女市は特に農業のまちです。それで、1つだけ提案しますけれども、保育所あたりも地元の米を使うと3月議会で言われましたので、どうですかね、せめて米ぐらい近々給食に八女産ということで取り入れるような努力はできませんか。これは農業振興課、あるいは農業委員会、市長部局ともタイアップしてやれば、そが難しい問題ではない。よそはもっと進んで、有機米を使っているところもあるようです。ですから、最後に市長にお伺いしますけれども、農業のまちです、ぜひ食育の関係で子どもたちに地元の米を食べてい

ただ、保育所は今年度からすると言っていますので、ぜひ市長も、そして、教育長もそこらはひとつ肝煎ってもらって地元の米を使うように、市長答弁をよろしくお願いします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

むしろ教育長に答弁いただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、いろんな問題が組織的にございまして、なかなか今日までどこの自治体でもそうなんです。自分たちで作られたお米を使いたい、麦を使いたい、野菜を使いたい、そんな思いがいっぱいあるんですけれども、なかなかそう簡単にいかないというのが実は現状でございまして、特に例を挙げますと、これは例になるかどうか分かりませんが、私どもには株式会社明治がございましてけれども、私は企業誘致したときから八女は学校の牛乳は明治を使わせてくれということ随分言ってきたんです。けど、それがなかなか簡単にいかないという実は現状でございまして、できるもんならという気持ちは今でも持っております。あと教育長から何か。

○議長（角田恵一君）

教育長、時間ございませんので、まとめて答弁をお願いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

議員御指摘の米につきましては、そもそもその前段としまして、今、市長のほうからも言っていただきましたが、基本物資、いわゆる米とか、パンとか、牛乳、乾麺、中華麺とか、小麦粉に関するもの、そういった基本物資につきましては県の学校給食会を必ず通すということに福岡県の場合はなっております。ですので、その中で米につきましてはそれぞれの、今カウントは県産としてカウントしていますが、福岡県産米になっていますので、ただ、学校給食会に尋ねましたところ、地元のJ Aからそれぞれの地元の米をきちっと使っていますという確認は取れております。ですので、八女市内の学校で使わせていただいております米につきましてはJ A八女の管内で取れた米を使用しているということになっているところで

以上です。

○17番（森 茂生君）

私は初めて知りましたが、米、主要なものは学校給食会を通さにかいかんという規則があるんですか。後で結構です。そういう条文を見せてください。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

2時40分まで休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

こんにちは。8番高橋信広です。本日最後の一般質問となります。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた緊急事態宣言は全面的に解除されましたが、今もなお東京をはじめ感染者は毎日発生しており、予断を許さない状況には変わりません。そして、昨日まで935名という多くの方、亡くなられております。心よりお悔やみ申し上げます。また、療養されている方についてはお見舞い申し上げます。一方、新型コロナウイルス感染拡大の防止に多大な尽力をいただいている医療従事者の方をはじめ、関係者全ての皆様に心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。本日は、防災・減災対策について質問いたしますが、中でも風水害に対する取組について絞ってお聞きいたします。

第1点目は、新型コロナウイルス感染予防を踏まえた避難の在り方について伺います。

感染予防対策を行った上での避難という、避難する側も運営する側も神経を使う繊細な行動となり、従来の避難所の在り方と違うのかなという視点でお聞きいたします。

それから、2点目です。豪雨、台風に対する備えというのは大きな課題と捉えておりますが、市民に対してタイムライン等の具体的な道しるべを示すべきではないでしょうか。国土交通省は、昨年8月とそれから先月5月に、専門家、有識者によるマイ・タイムライン実践ポイントブック検討会を開催し、議論されている中で、全国的なマイ・タイムラインの作成、普及の促進に取り組んでおります。当市としても、風水害による災害リスクが最も高く、マイ・タイムラインは逃げ遅れを防止し、命を守るための有効な手段であり、ぜひとも早期に取り組んでいただきたいと考えております。このような国の動きを含め、備えに対する考えについてお聞きいたします。

3点目は、昨今、内水氾濫による冠水、浸水被害が多発しておりますが、国土交通省は、その防災・減災につなげるためには、内水ハザードマップの必要性を指摘するとともに、作成を進めるように通知しております。この件につきましては、昨年12月定例会で質問いたしましたが、内水ハザードマップ作成の進捗状況についてお聞きいたします。

以上、執行部におかれましては、明解な回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

げます。

これより質問席に着いて、順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防災・減災対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染予防を踏まえた避難の在り方をどのように考えているのかという御質問でございます。

災害時の避難の在り方につきましては、市民の皆様それぞれがお住まいの地域に、どのような危険性があるかについて、事前に把握された上で、災害の危険性が高まったときには、迅速な避難をお願いするものでございます。一方で、感染症対策の観点からは、避難所に多くの人が集まった場合における感染拡大のリスクも考えておかなければなりません。自宅から避難が必要な場合であっても、安全が確保される親戚や知人宅など、避難所以外への避難場所についても検討していただくことは重要となります。

次に、市民に対しては、新型コロナウイルス感染リスクが伴う中で、避難の在り方をどのように啓発し周知させるのかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症のリスクがある中での避難につきましては、避難所以外への避難の検討や必要な物資などの持参、健康状態の確認など、避難に関する考え方を正しく御理解をいただく必要があります。

そのため、市のホームページにおいて感染症に対応した避難所の開設について、市民の皆様への啓発、周知を行っているほか、引き続きFM八女や広報紙を通じて周知を行ってまいります。

次に、避難所において、発熱者等、体調が優れない方への対応は、動線やスペースなど別途考える必要があるのではないかというお尋ねでございます。

市民の皆様には避難所の受付時に、検温及び問診に御協力いただきたいと考えています。そのときに発熱や自覚症状があった場合には、他の避難者から距離を取ったところに専用区画を設けて動線の分離にも対応してまいります。同時に、市が配備している感染症対策班と連絡を取り、避難者の状況に応じた対応を取る考えでございます。

次に、防災意識は高まっているが、備えに対しては十分とは言えず、タイムライン等の具体的な道しるべを示すべきではないかという御質問でございます。

台風などによる災害の発生を前提に、起こり得る状況を想定して、いつ、どのような防災行動を、どの主体が行うかを時系列に整理し、まとめたものがタイムラインと言われるもので、市としましては、平成28年度に作成したものが 있습니다。これにより台風接近時には業務を確認しながら警戒を行っています。

今後、自主防災組織単位でのタイムラインの普及を図るため、自主防災組織向けの説明会などを通じて啓発に努めてまいります。

最後に、内水氾濫ハザードマップの策定はどのような方向で考えているのかという御質問でございます。

内水氾濫とは、大雨、豪雨の雨量が、下水道、側溝、排水路の雨水処理容量を上回り、土地、建物や道路などが水浸しになる現象です。災害時には、住民一人一人が、自分が住んでいる地域にどのような危険があるかを認識し、状況に応じて早めの避難を行うことが大切です。

現在のところ、内水氾濫ハザードマップの策定には至っておりませんが、災害が予見される際には、冠水、浸水箇所などの状況や、避難に関する情報をはじめとした防災情報について、さまざまな伝達手段を使用し、早めの情報発信に努めてまいります。また、日頃から防災研修会や出前講座などを通して、住民の皆様に対し情報発信に取り組んでいます。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（高橋信広君）

最初に、この質問、大きくは3つのくくりで、コロナウイルスの感染予防を踏まえた避難所の在り方ということと3つほど聞きたいと思いますが、これについては、1、2、3については一緒に聞きたいと思います。

それから、かなり同僚議員のほうでいろいろダブった質問もございましたので、これについてはダブらないようにやっていきたいと思います。

昨日からの話で、避難所が23か所から46か所ということになりましたけれども、昨日のお話で、23か所の中で、全体的には去年の実績としては1,100人ほどということはお聞きしました。そういう意味では、避難所別のデータはあるものと認識していますが、今度の46か所で、試算的にどのくらいの人がどう来るという、その辺の試算はされているのかどうか、具体的にどういう方法でこの46か所になったのかをお聞きいたします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

指定避難所と、今回臨時避難所を設定しております。46か所に最終的にはなったということでございますけれども、23か所の指定避難所、現況までの収容者数、こちらのほうが6,400名程度でございました。今回、感染症対策でもって、1人当たりの占有面積を広げるということに伴いまして、いわゆる指定避難所レベルの6,400人の収容人員をカバーできる程度の建物、面積、こちらをクリアしたいと思っておったところでございます。それで46か所、最終的に設定いたしまして、こちらの分での収容者数、こちらのほうが6,700名余り程度の分の収容者数を確保しているところでございます。設定的にはこちらのほうで算定をさ

せていただいたところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

そういう意味では、23か所が46か所、ちょうど倍ですから、1人の占有率を倍にしたと、大ざっぱにそういう捉え方しておいたらよろしいんでしょうかね、1人の占有率という意味では。

それで、今度、避難というのは、難を逃れるということだと思っんですけども、先ほど田中議員のときにありましたように、福岡県のほうが避難マニュアル指針というのを作っておりますよね。それに基づいて八女市としても作られたと。そこに書いてあることが、やっぱり分散避難という言葉がしきりに出ています。これが一つのテーマになるかと思うんですが、その分散避難の在り方ですね、これについて、1番は僕は在宅避難が最優先だと思います。次には近くの親戚の方とか近所の方、知り合いの方ですね。それから、新しく出ていますホテル、宿泊施設とありますよね。それは次になるのか分かりませんが、それから、ここ一緒に、一番近いところの避難所というような、そういう順番になるかと思うんですけども、このホテル、宿泊施設、これについては、当然、協定なり、しっかりと事前打合せが必要だと思いますが、これについては準備できているのかどうか、お聞きします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

ホテル関係、泊まれる個室を備えたところと理解しております。八女市内、各施設ございます。そういった事態になったときは、市有の施設のほう、まずはこちらのほうを考えていきたいと思っております。それで、施設さんとも話をさせていただいておるところでございますが、状況的にはほかの利用者がおられたり、そういったこともありますので、その時々への対応ということにはなるかと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

今のお話からいきますと、今日のリストの中にグリーンピア載っていましたので、黒木ではグリーンピア八女というのが一つだと思いますが、いわゆる一般の民間のホテル、宿泊施設というのはまだ考えていないということで理解してよろしいでしょうか。

先日、5月30日付の公明新聞ですけども、これは防災学術連携会という、いわゆる防災・減災、復興に関わる60ほどの学会でつくる会なんですけれども、そこが提案していることで、現状では感染リスクを考慮した避難が必要だ。そのためには自宅のほか、友人、知人宅を自主避難所として決めておくことや、公的避難所を利用する住民の数を町内会などが事前に把握し、自治体に伝えておくという提案がされているんですね。これはたしか今日、市

長のほうがそういうアイデアを出されたと思うんですが、こういうことも含めて、これから1件1件がどこに、要は災害リスクを考えながら準備をしながら、どこに避難するか。当然、在宅であれば在宅、知人のところ、そこを明確にしておく必要があると思うんですが、そのお考えを具体的にどういうふうに進められるのか、あるいはほかに考えがあれば、少しお聞かせいただければと。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今までも言われるような在宅避難、垂直避難で2階への避難とか、友人、知人とか、離れた家族等への避難、もしくは近所の堅牢な建物所有者の場所への避難、このようなものはありましたけれども、今回、感染症対策ということで、この部分がより強調されることになっております。もちろん、こういった情報、大きなものでございますので、私どもも周知のほうにさらに努めてまいるとともに、いわゆる非常事態、災害時、防災時、避難時に、自分がどこに逃げるのか、どこに行くのか、もしくは以前申し上げましたように、避難行動要支援の関係で、区長さんなり民生委員さんなり、そういった方と連携しながら、どこに行くんだよという連絡体制もしっかり取っていただいて、誰がどこにおるか、そういったことは区内で情報というものをしっかりつかんでいただいておりますので、これも含めたところでの周知をさらに図っていきたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

今の件は、後ほどまたタイムラインの中で出てきますので、それと併せて少し議論していきたいと思えます。

先ほどから出ている分散避難の在り方なんですけれども、この分散避難も、今のお考えの中で、一つは、当然、数を増やすことで分散するということです。それから、今度はコロナ対策という意味で、発熱ある方、要は体調が悪い方と、それから元気な方というか、体調がいい方、2つに分けるわけです。そのときの分け方としては、避難所ごとに分けるということのお考えでよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

避難所そのものを区分けするという考えはちょっと今のところは持っておりません。避難所内において、健常な方と体調が優れない方の居場所ら辺を区画分けをしていきたいと思っております。

先ほど申しました23か所を46か所に増やしたと。箇所数でございますけれども、例えば、今まででしたらば、小中学校の屋内運動場ですね、あの部分だけを避難所と設定しておった

経緯もありますけれども、今回、先ほどの占有面積の関係で、校舎のほうの空き部屋等、使える箇所も相談させていただいておりますので、そういったところでの分けとつか、すみ分けとつかですね、そういった形で分けるということを考えておるところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

聞き方が悪かったんでしょうけれども、今、お答えになったようなことを考えておられるということで認識はしているんですが、体調悪い方がそんなたくさんはしょっちゅう出るわけではないので、逆にどこか決めておいて、そこで極端とつか、福祉避難所の中に入っただくとか、そういうことも含めて、何か在り方とつかというのは別に今のお考えと、もっとちょっと精査していただいたら違う発想が出てくるかなと思うんですが、要は、一つは保健師さんの配置とか、そういうことも含めると、できるだけ集約したところにおられたほうがいいのかなということもありますので、この辺は実際やってみて修正がききますので、そういうことも少し頭に入れながら、今のやり方がいいのかどうか、少しチェックしながら、一回発生したときに考えてもいいのかなと思いますが、より効率とつか、避難される方の身になって、どちらがいいかというところをもう少し議論していただいたほうがいいかなと思っております。

それから、これからいわゆる本当に避難すべき人、避難しなくても十分在宅避難でできる人あるいは近所で大丈夫な人以外で、非常に危険な方、避難したほうがいい人が体調を崩したりとか、そのときに避難するのか相当迷われる。それから、体調が悪い人が自分がもしコロナだったらうつすから迷惑かけるからと、行ったら行ったで迷惑かけるというとき、こういうコロナが浸透してきますと、避難するのをためらう人が増えるような気がするんですね。避難せずにそのままおられて、その結果、災害に遭うということが考えられる、これは現実的に考えられると思っております。そういう意味で、その考え、どちらを優先するかというところをしっかりと行政のほうでも考えていただいて、こうしてくれということをしかり市民の方に周知していただきたいんですけれども、この件について、どっちを優先するかということを総務部長と健康福祉部長にちょっとお聞きしたいんですけれども、そういうとき、どちらを優先されますか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

この新型コロナウイルスの感染症対策をしながら避難をどうするかという観点につきましては、まずは災害から身を守る、自分の命を守るということを優先していただいて、併せて感染防止に努めるということで考えていただこうと、私どもとしては避難所の体制を取っていくと考えております。残念ながら感染リスクはゼロになりませんので、それを前提とした

上で、それぞれ準備をお願いするし、行政のほうもしっかり準備をするという考え方で取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○健康福祉部長（松尾一秋君）

市としての考え方は一致しておりますので、避難をしていただくべきときはしていただくと、感染防止についてはそこでまた判断していくとお互い思っているところです。

以上です。

○8番（高橋信広君）

これは同僚議員からいただいた今朝の朝日新聞です。この中に熊本県美里町、今年、災害というか、避難を呼びかけられたみたいですが、5月16日の大雨のときに。その中で、午前9時、高齢者や障がい者らに避難に時間を要する人向けに避難を呼びかける避難準備、高齢者等避難開始の情報を全町民約9,800人に出したところが、計4か所の避難所に避難された方はゼロだったということです。これは町の担当者の話では、新型コロナの感染対策を進めていたが、感染への懸念が影響したのかもしれないということで、かなりやっぱりコロナに対しての恐怖感というのが浸透していますので、こういうことが実際起こっていますので、よく周知をしていただかないと、もし逃げ遅れて災害に遭われるということのないように、ぜひ配慮というか、先ほど言っています市民への徹底した周知をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、市民への周知方法の中で、一つは今、感染予防対策をしっかり取っているというところはよく分かりますけれども、大きく違うところは当然そこなんでしょうけれども、具体的にどのような周知方法を、ひょっとしたらこれは聞かれたかもしれんですけども、もう一度この周知方法の中身、具体的に全戸配布も含めてよろしくお願ひします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

周知内容的なものがまずございます。先ほども申したように、まず避難が必要になったときに、自分が本当に避難したほうがいいのか、在宅がいいのか、近所がいいのか、そういったところの判断を事前に考えていただくということがございますし、避難所へ来ていただく際も、健康状態等、体調等、そこら辺の確認もやっていただく。避難所としても、受付の段階でも確認させていただきますし、定期的な相談等も受けるような形で見させていただきたいと思っております。

周知の方法的なものとしては、議員先ほどおっしゃったように、今回、全戸配布を考えておりますので、そちらの中でこの感染症対策を盛り込んだ避難の在り方を考えていただくとと思っております。

また、ホームページやFM八女、こういったものを使いながら、広く周知方法に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

感染症対策を踏まえたこの避難所の在り方については以上で終わりたいと思います。

次に、タイムライン等の備えに対する道しるべをできたら示してほしいということで、要望を含めお願いしているんですが、まず、冒頭に言いました国土交通省が、今、検討しているマイ・タイムライン実践ポイントブック検討会、これは有識者、専門家10名近くの方だったと思うんですけども、まだ2回しか開かれておりませんが、非常に深い論議をされております。これはもともとは茨城県の常総市、ここがマイ・タイムラインを全戸に広げるとい活動をやって、それに基づいて国土交通省が全国的に広めようという方向にあると私認識しているんですが、これについて御存じのこと、それからどういうふうに感じておられるのか、八女市としてどう取り組もうとされているのか、まずお聞きします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

タイムライン、大きな枠で申しますと、台風時とか、それに伴った豪雨、河川の増水、これらを時系列にまとめたもので、その時々への対応状況を事前に考えておくということのものでございます。これに対しまして、マイ・タイムライン、個人ごとのタイムラインと私ども理解しているところでございます。最終的に一人一人がどのようなときに、どのような行動を取るかと。以前も申したことがあるかと思っておりますけれども、一番身近な、例えば、自宅の横を流れている川だったり、そういったものがどの水位に来たときは危険であると、どの水位まで来たときには逃げ始めなければいけないとか、御自身の住んでいらっしゃる場所、一番身近なところの状況等に応じた対処の仕方、そちらをまとめたものだと思っております。マイ・タイムライン、もしくは申しております自主防災組織単位のタイムラインとか、そういったものの活用を今後していきたいと思っておりますし、策定に関しまして、先ほど申しました自主防災組織なりをお願いをしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

あわせて、昨日、栗原議員からもありましたが、防災士は何をやったらいいかわからないということについて私はちょっとびっくりしました。本人が言われていることですから、ちょっと気になっていますが、防災士の研修されるときには、最低限、役割についても、こういうことをしてほしいということをしっかり言っているはずなんですが、残

念ながら、もう1年半たっている、半年たっているということが一つあるかなと思っています。そして、このマイ・タイムラインをできれば真剣に捉えていただくのであれば、ぜひ防災士を含めて、地元の行政区長、それから防災士と連携を組んで、地域地域で勉強会をしっかりとやれるような作成をできるような、そのためのまず研修会をやると。そこから防災士としてもやったら面白いと思いますが、そこについては、いかがですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃられたように、市の事業として防災士の育成養成講座、こちらのほうを平成30年度、31年度、令和元年度、2か年行ってきております。今年も同じような形で計画はしておるところでございますけれども、現在この2か年で94名の防災士が誕生しておられます。防災士の活躍の場というか、先ほどおっしゃられたように、自主防災組織からの推薦をいただいておりますので、ぜひ地元の自主防災組織単位で、このマイ・タイムラインとか避難の在り方、実際の訓練、そういったものに活用していただければと思っております。

また、研修の場というか、フォローアップの場ということで、いわゆる市で養成させていただいた防災士さん、並びに以前から個人で資格を持っておられる防災士さん、全てに呼びかけを行いまして、研修会等を計画させていただいておったんですけれども、昨年度末、このような状況で中止せざるを得なくなった状況でございます。

形的に落ち着いてきたところで、このような形での研修等ができ得れば、早速開始させていただきたいと思っておりますし、そちらのほうの中身の話として、あくまでリーダーとしての作成関係をお願いしたいと思っております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ぜひせっかくの防災士が94名も誕生しておりますので、その方々の活躍の場ということも含めて、それから防災力を育成するということは地域防災力を高めるということが大きな目的でございますので、それがたまたまではありますけれども、備えに対してのこういう全国的な広がりがこれからあると私は思いますので、マイ・タイムラインの検討も含めて、ぜひ積極的に取り組んでいただくよう要望しておきます。

それから、最後になりますけれども、先ほどの市長答弁では、内水ハザードマップは策定していない。かといって策定しようという答弁はございませんでした。ただ、この答弁書の中に、「災害時には、住民一人一人が自分が住んでいる地域にどのような危険があるかを認識し」とありますよね。認識するためにこのハザードマップが要るんですね。今現在あるのが、矢部川が9時間で533ミリというときの内水氾濫のときのハザードマップがあるわけで

すね。特に平たん地、旧八女市を中心とした、それから矢部川流域じゃないところ、離れたところは、ほとんどが内水氾濫で、浸水、冠水が起きておるわけですね。そのリスクというのは、捉え方、非常に難しいと思うんですね。例えば、1時間50ミリ降ったときに作るのか、100ミリ降って作るのかとあるんですけども、ただ指標としては、何らかの形で作った上で、内水ハザードマップが必要な箇所、平たん地は絶対必要と思っています。これについては、全部やる必要はないと思いますが、必要な場所を絞り込みながら、ぜひ作っていただきたいんですけども、いかがですか。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今現在ある八女市のハザードマップには、議員おっしゃられたように、矢部川の増水による浸水地域、こちらのほうを明記させていただいております。今後、県営河川のほうも浸水状況等を調査なりやってくれるようにということで、県のほうに要望等も出しておるところでございます。県営河川となりますと、旧八女市内を走っておる箇所もございますので、そういった情報を基に、矢部川の分と重ね合わせながらやっていければ、浸水状況、浸水想定等を明記できるとも思っておりますし、平たん地での、いわゆる上がってくる分の内水氾濫については、昨年ですけれども、道路の冠水箇所とか、道路、水路のあふれた箇所等を何らかの形で住民の方々にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ぜひこの内水氾濫については、地域差はあるものの、非常に大きな課題でございますので、ぜひ内水氾濫によつての大きな被害にならないようにということも含めて、そのリスクをどう捉えるかというところで、そういう指標になるものをぜひ作っていただくよう、よろしくお願ひしておきます。

最後になりますけれども、市長にお聞きいたします。今度、この災害ということじゃなくて、新型コロナウイルスという二重の災害というか、これを抱えた中での避難ということになると、いろんな意見が出ていますように、行政の方々も今までやっている以上の労力も必要になってきます。そういう意味で、市民の方々の命を守るという観点で、今後のお考えをひとつお願ひしたいと思ひます。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃったように、コロナウイルスにしても、災害にしても、市民の皆さん方の健康と命を守ることが大前提でございます。これに関する御質問をいろいろいただきました。私どもが取り組んでいる課題についても、御答弁を担当課からさせていただきました。

私、考えますと、気象情報、これをいち早くキャッチすることができるのか、台風災害にしても豪雨災害にしてもそうでございますが、その時間的な余裕があれば、対応もしやすいということにもなるわけでして、そういう面では、今、気象庁、福岡管区気象台からある程度の危険性がある気象状況によって、この筑後地区はこの豪雨によって、こういうあと何時間ぐらいしたら、この豪雨が襲来しますよ、台風が襲来しますよという第一報を早めに私に連絡をすることになっておりまして、先日も実は1週間ほど前ですが、福岡管区気象台の担当者との情報の交流するテストを何度もやらせていただいて、そういうことで、やはりいち早く情報をキャッチする、そして避難する余裕、そういうものを確保していく、冷静に判断できるような時間を持つこと、このことが非常に大事ではないかなと思っております。

それともう一つは、コロナウイルスをはじめ、いわゆる療養機関にいる人とか、あるいは急激に熱が出て体調を壊したとかいう場合に、やはり救急車の出動が極めて重要になってまいります。そのために、私は平成24年の災害のことを振り返ってみますと、道路が遮断をされることによって、こういう人が助けられない、あるいはまた日常の生活が確保できない、お薬が飲めない、こういう集落が点在をした経緯がございます。そういうことを考えますと、まだまだ今でも幹線の迂回道路、幹線をやられますと、決壊しますと、もうどうにもならない。救急車も通らない、それから支援者も行けないという状況になるわけですから、できるだけ迂回路というのをきちっと確保していく。そしていつ何どき、道路が決壊しても救急できるように、そういうスピード感を持った対応ができるためにも、こういう環境づくりというのもまた同時に重要ではないかなと思っております、大変貴重な御意見をいただいて、私どももハザードマップをはじめ、これから十分検討していかなければなりませんけれども、やっぱり一番大事なのは、議員おっしゃるように、自主運営組織、災害の組織、この在り方、これがもうそこに住んでいる人たちが家庭の状況とか全て分かっているわけですから、病気を持っている方も分かっているわけですから、この組織をさらに充実したものにしていくことが何よりも大事ではないかなと。行政でやるべきことはしっかり取り組んでまいります、こういう指導もこれから地域とともに連携してやっていかなきゃいかんだろうと思っております。

○8番（高橋信広君）

ありがとうございました。まとめとしますが、新型コロナウイルス感染が完全に終息するというまでは全くめどが立っておりませんので、こういう中では、感染予防と、それから社会経済活動という両立ということがこれから求められていくと思っております。そのためには、市長もよくおっしゃるように、国が中心となって継続的な財政支出が不可欠と思っております。その後に、国、県で届かないところに当市としても、そういう当たらないところに焦点を当てながら財源を投入していくという考えをしていただくということがいいのかな

と思っております。これから感染予防と社会経済活動の両立を図りながらも、防災・減災対策を含めて、持続的かつ安定的な社会経済、それから教育活動というものにつながる政策をぜひ打ち出していくことが重要と考えております。

どうか市長はじめ執行部の皆様には、誰一人取り残さないというSDGsの理念を忘れずに、それに基づいて、全ての市民の方々に配慮した有効な政策をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさまでした。

午後3時27分 延会